港区情報化推進計画

Minato City Informatization Promotion Plan

令和３（2021）年度～令和８（2026）年度

（素案）

（Draft）

令和２（2020）年 11 月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

はじめに

目次

内容

はじめに.....
目次.....
第１章　計画策定に当たって 2
１　計画策定の目的 2
２　計画の位置付け 3
３　計画の期間..... 4
第２章　計画策定の背景 6
１　ＩＣＴを取り巻く社会環境 6
２　国の情報化施策の動向 13
３　東京都の情報化施策の動向 22
４　港区の情報化の現状 24
５　情報化指針..... 31
第３章　港区の情報化施策 34
取組一覧..... 34
今までの取組とこれからの取組 36
情報化指針１　区民サービス向上のための情報化の推進 48
情報化指針２　情報発信と協働促進に向けた情報化の推進 65
情報化指針３　効率的な区政運営のための情報化の推進 77
情報化指針４　信頼される情報化の推進 86
第４章　計画の推進に向けて 94
１　計画の推進体制 94
２　計画の進行管理 98
用語索引集..... 99
参考資料..... 109

本文中の※印の用語は、用語索引集に掲載している用語です。
本文中の最初に出てくる用語に※印を記載しています。

第１章

計画策定に当たって

目次

１　計画策定の目的　2
２　計画の位置付け　3
３　計画の期間　4

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の目的

現行の港区情報化計画は、平成 27（2015）年度から令和２（2020）年度までの６か年を計画期間として、上位計画である港区基本計画※で示された目標の実現に向けて、施策の方向性を示すことを目的に策定されました。

計画の３年目である平成 29（2017）年度に施策の見直しを行い、目覚ましく変化するＩＣＴ（Information and Communication Technology：情報通信技術）の動向や社会情勢等を施策に反映した「港区情報化計画（改定版）」を策定しました。

この間における国や東京都の動向等にも対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした、感染予防対策として３密（密閉、密集、密接）を避けた新しい生活様式の実践により、テレワーク※、遠隔授業、ウェブ会議※や電子申請などの活用を進めました。このデジタル化をさらに推進し、より利便性の高い社会システムを構築･運用することをめざします。

また、技術革新の更なる進展や人々のライフスタイルの多様化など、社会状況は目まぐるしく変化し、複雑化していくことが見込まれるため、急速に変容する区民生活に応じた先進的な情報化の取組が必要です。

令和２（2020）年度で現行の港区情報化計画の計画期間が終了することに伴い、区政を円滑に運営していくとともに、利便性が高い区民サービスを提供し、全ての区民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できるデジタル社会を構築することを目的に、計画名を「港区情報化推進計画」に改め、区の情報化を積極的に推進していく新たな計画を策定します。

2　計画の位置付け

港区情報化推進計画は、区の総合計画である港区基本計画を上位計画とした、区の情報化を推進するための個別計画※です。

上位計画である港区基本計画（令和３（2021）年度～令和８（2026）年度）を反映しているほか、関連する個別計画との整合性を図った内容となっています。なお、本計画は官民データ※の活用を総合的かつ効果的に推進するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第９条に規定する、市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。

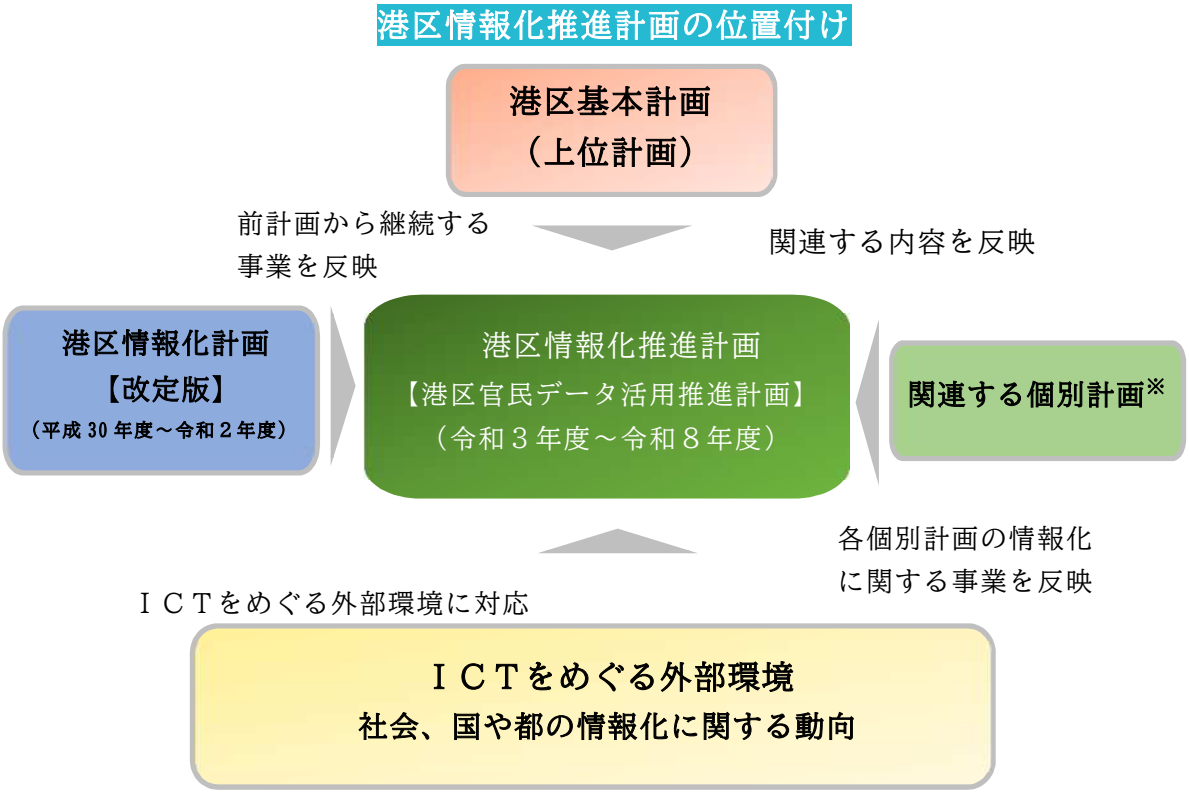

３　計画の期間

港区基本計画（令和３（2021）年度～令和８（2026）年度）との整合性を図るため、港区情報化推進計画は、令和３（2021）年度を初年度とする令和８（2026）年度までの６か年計画とします。

なお、ＩＣＴの動向や社会情勢、区民のニーズの変化に適切に対応できるように、計画期間を前期と後期それぞれ３年に区分し、３年目の令和５（2023）年度に計画の内容の見直しを行いますが、社会状況が大きく変化した場合は、見直しの時期を変更します。

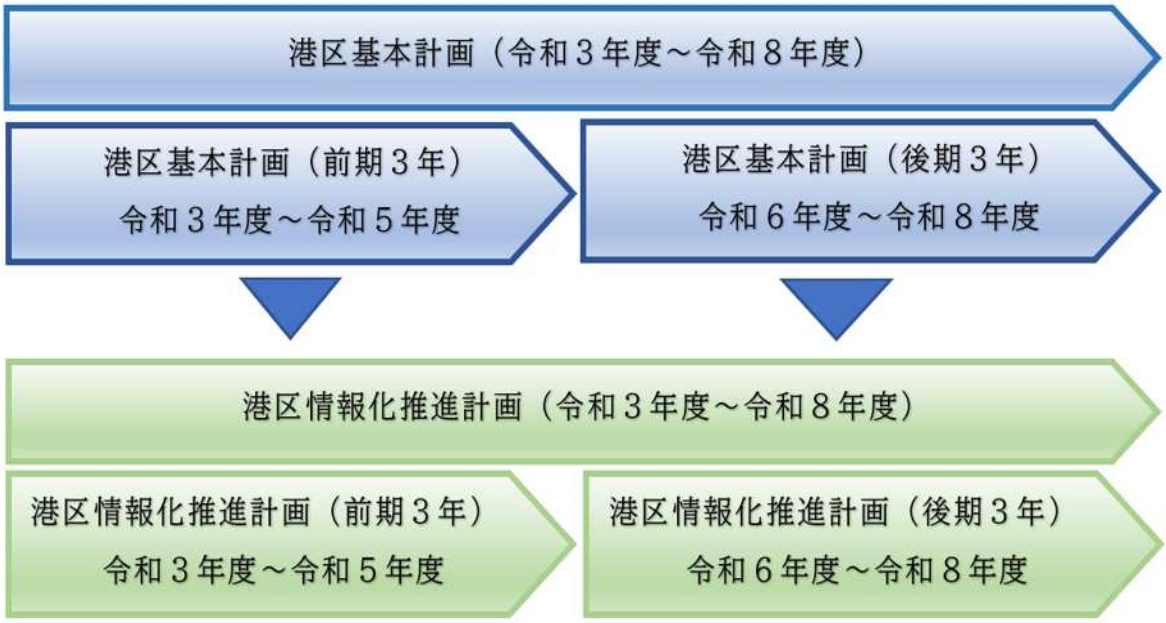

第２章

計画策定の背景

目次

１　ＩＣＴを取り巻く社会環境　6
２　国の情報化施策の動向　13
３　東京都の情報化施策の動向　22
４　港区の情報化の現状　24
５　情報化指針　31

第２章　計画策定の背景

１　ＩＣＴを取り巻く社会環境

（１） 携帯情報端末※の普及

令和２(2020)年５月に発表された総務省の「令和元年通信利用動向調査」によると、スマートフォン※を保有している世帯の割合は、初めて全体の８割を超えました。また、平成 30（2018）年と令和元（2019）年を比較すると、全年代でインターネットの利用が広がっています。

インターネット利用状況（個人）（年代別）

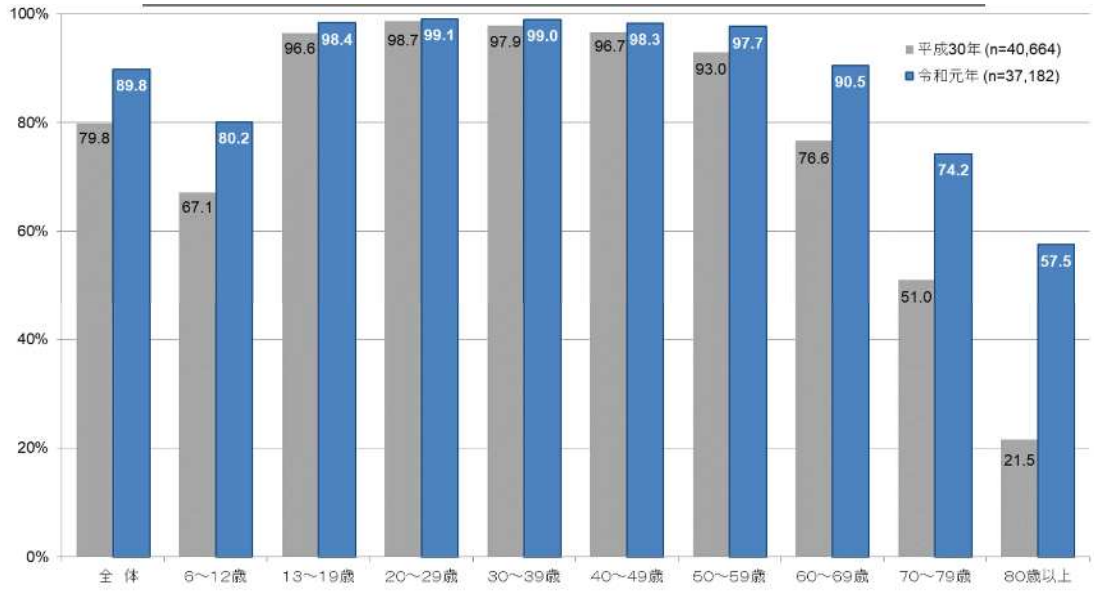

出典：総務省「令和元年通信利用動向調査」

（２） Society5.0

Society5.0 とは、内閣府の第５期科学技術基本計画（平成 28（2016）年度～令和２（2020）年度）において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会とされています。

Society5.0 は、これまでの情報社会（Society4.0）で課題となっていた知識や情報の共有、分野横断的な連携の不十分さを、ＩｏＴ※やＡＩ、ビッグデータ※などの先端技術によるサービスで解決し、一人ひとりが快適で活躍できる社会を実現することを目的としています。

Society5.0 で実現する社会

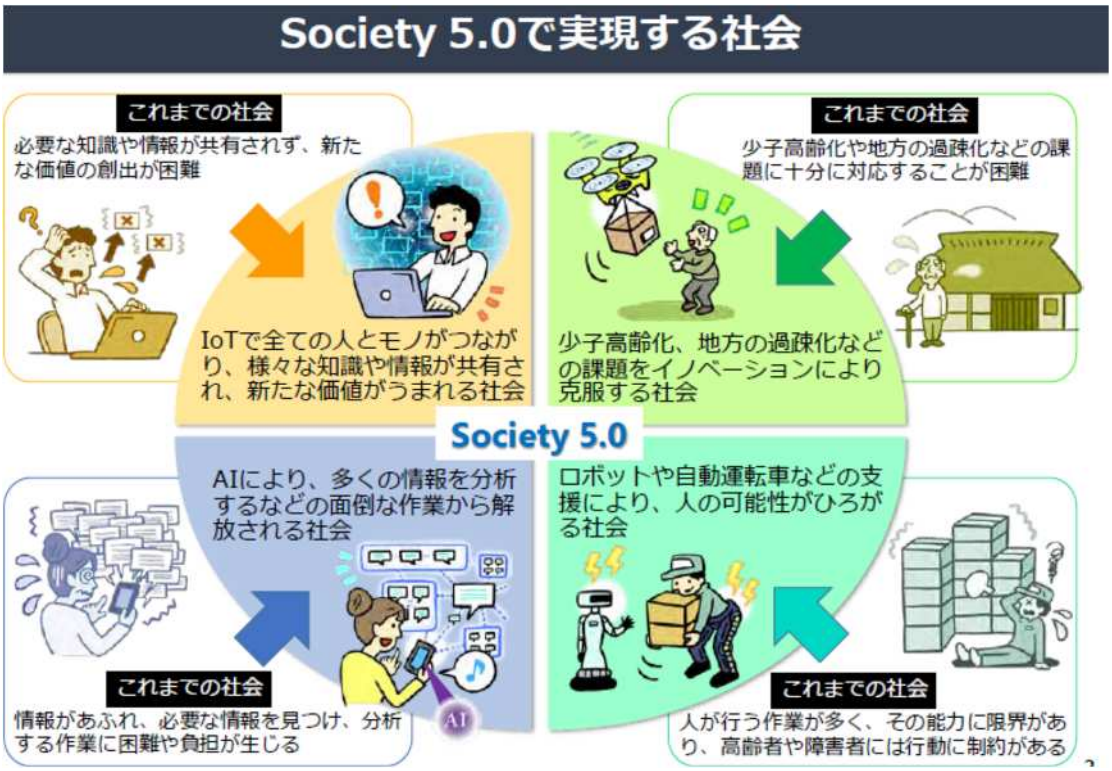

出典：内閣府「Society5.0」

（３）　第５世代移動通信システム（５Ｇ）※

５Ｇとは、第４世代移動通信システム（LTE-Advanced、４Ｇ）に次ぐ第５世代移動通信システムのことです。現在の移動通信システムより速い「超高速」、利用者が遅延を意識することなくロボット※等を操作・制御できる「超低遅延」、スマートフォンやＰＣ等の端末機器が多数同時に接続できる「多数同時接続」を主要性能としており、５Ｇ活用の期待が高まっています。

国は、上記の性能をもつ５Ｇの実現に向けた研究開発や、遠隔診療や救急医療、除雪車の運行支援や工場での産業用ロボット制御など、具体的なフィールドを活用した実証試験を実施しています。

また、携帯電話事業者による全国系のサービス提供に加え、地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が５Ｇを活用したシステム（ローカル５Ｇ※）を導入できる制度を整備し、５Ｇの地域での利用促進を図っています。

第５世代移動通信システム（５Ｇ）

出典：総務省「第５世代移動通信システム（５Ｇ）の今と将来展望」

（４） 情報セキュリティ対策（三層の対策の見直し）

デジタル社会が進むにつれ、サイバー攻撃※に関するリスクは日々高まっています。平成 27（2015）年度に発生した日本年金機構の情報漏えい事件を受けて、自治体の情報セキュリティ対策が強化されてきましたが、行政手続のオンライン※化や働き方改革などの社会変化を受け、自治体の情報セキュリティ対策の見直しが進められています。

これまで区市町村におけるネットワーク構成は、マイナンバー利用事務系とＬＧＷＡＮ※接続系、インターネット接続系を完全に分離する「三層の対策」を図ってきました。今回の見直しでは、マイナンバー利用事務系について、十分にセキュリティが確保されていると国が定めた特定通信（例として地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ※）、マイナポータル※を活用したぴったりサービス※）に限り、インターネット経由で申請等のデータの電子的移送を可能とする見直しが行われています。

また、ＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系の分割については、従来の「三層の対策」の基本的な枠組みを維持しつつ、インターネット接続系に業務端末やシステムを配置した「新たなモデル」（β モデル）を提示しています。

見直しの方向性

○マイナンバー利用事務系の分離に係る見直し
- 住民情報の流出を徹底して防止する観点から**他の領域との分離は維持**
- 十分にセキュリティが確保されていると**国が認めた特定通信（ガイドラインに明記、ex. eLTAX、マイナポータルを活用したぴったりサービス）に限り**、インターネット経由の申請等のデータの**電子的移送を可能**とし、**ユーザビリティの向上**及び**行政手続のオンライン化に対応**

○LGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る見直し
- クラウド・バイ・デフォルト原則やテレワーク等の新たな時代の要請を踏まえて、従来の**「三層の対策」の基本的な枠組みを維持**しつつ、効率性・利便性の高いモデルとして、**インターネット接続系に業務端末・システムを配置した「新たなモデル」（βモデル）を提示**
- ただし、自治体によっては対応可能なセキュリティ対策のレベルには差があることから、新たなモデルの採用に当たっては、情報資産単位でのアクセス制御、監視体制やCSIRTなど緊急時即応体制の整備、個々の職員のリテラシー向上など**人的セキュリティ対策の実施が条件となる。**

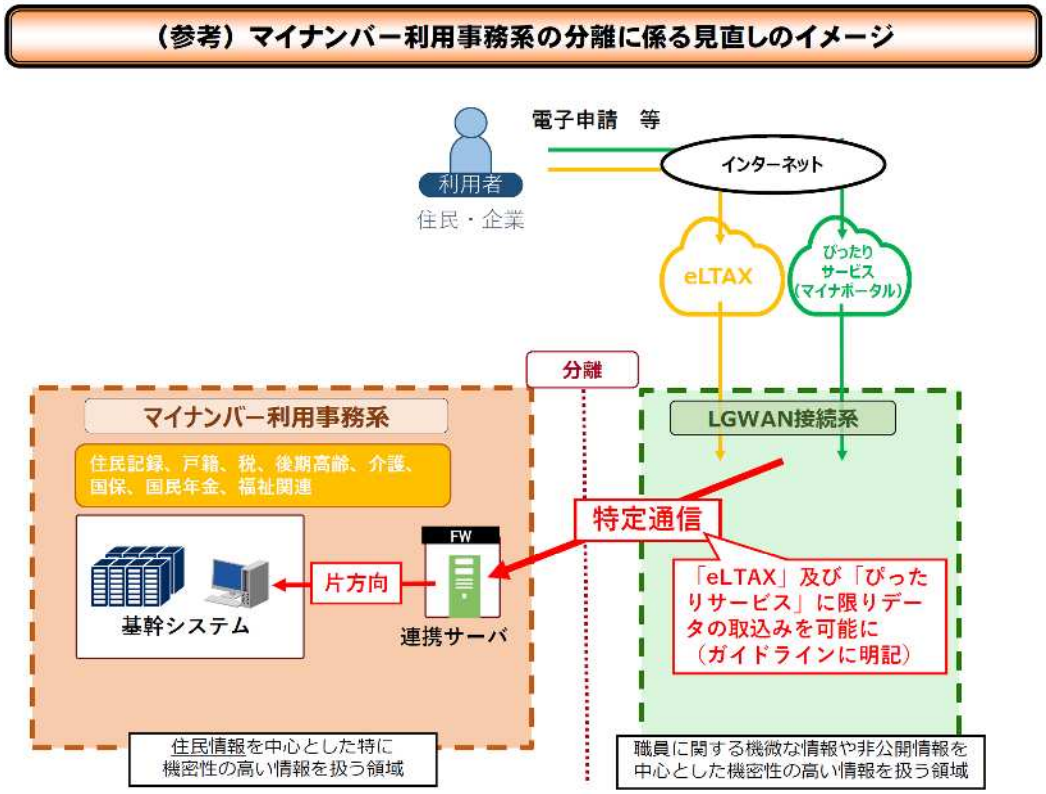

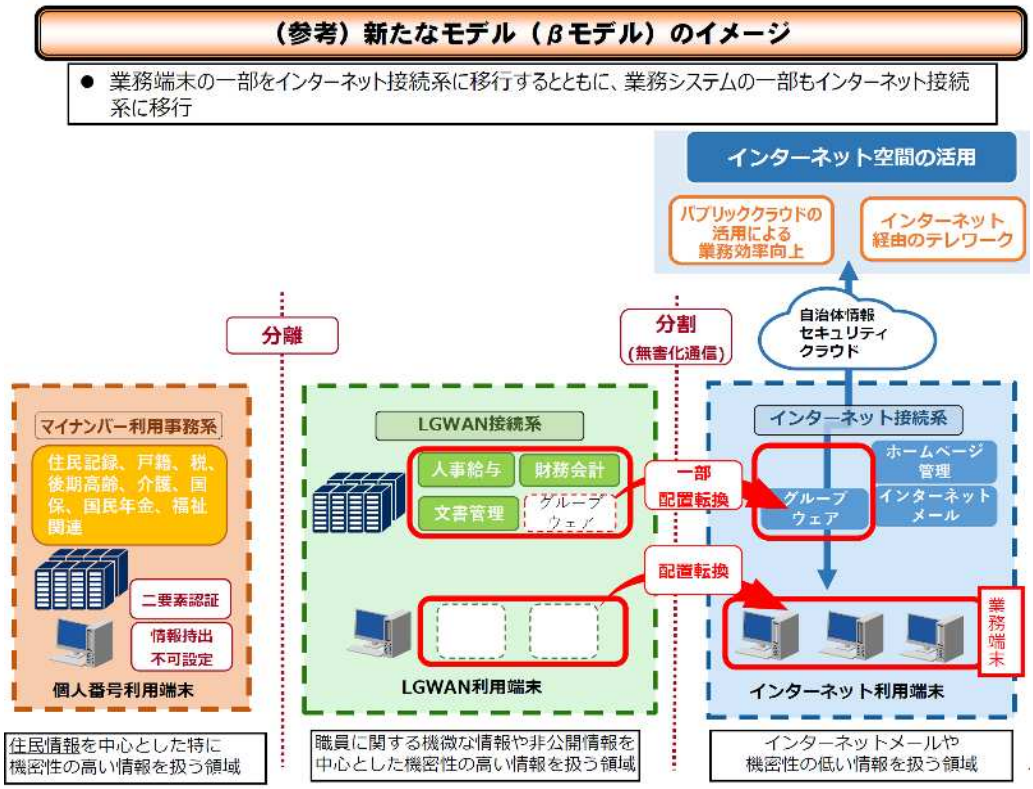

出典：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会「自治体セキュリティ対策のポイント」

（５） ＡＩ（人工知能／Artificial Intelligence）

ＡＩとは、人間の脳を模し、言語、画像認識や過去の正解から分析・予測を行い、結果を導き出す（推論）とともに、過去の履歴から機械が学習する機能を持つ技術です。

ＡＩによる業務の効率化や新たなビジネスモデルの開発、生産性の向上効果等が期待され、様々な分野で活用されています。

自治体においては、複数の分野で実証実験が進められており、保育所入所選考の業務などの一部の業務では本格運用を開始しています。

（６） ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）

ＲＰＡとは、システムの入力や転記、インターネットの定常的な検索など、人がコンピュータで行う大量・反復の事務をソフトウェアにより処理し、自動化する技術です。

事務処理のロボット化とも言われています。大量・反復の事務の自動化による業務量削減を目的に、民間企業や自治体でも数多く導入されています。

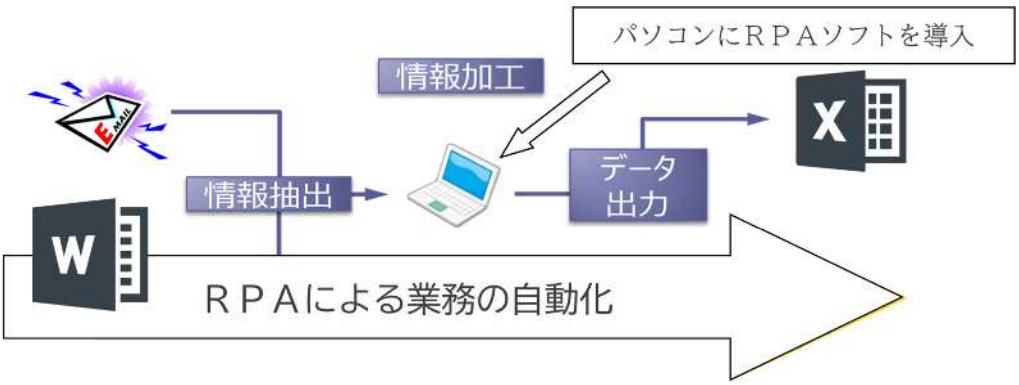

（７） 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルス“SARS-CoV2”による感染症のことです。ＷＨＯ（世界保健機関）により、このウイルスによる感染症は“COVID-19”と名付けられました。令和元（2019）年 12 月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がりました。

世界的大流行となり、日本においても多くの感染者を出している新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、一般的に感染経路となる飛沫感染や接触感染、近距離での会話を防ぐ生活様式を取り入れる必要が出てきました。そこで厚生労働省は令和２（2020）年５月、新型コロナウイルス感染症対策を想定した「新しい生活様式」の実践例を提示しました。

新しい生活様式では、日常生活を営む上で、人との身体的距離をとって接触を減らすために必要な行動が示されているほか、働き方の新しいスタイルが推奨されています。

＜働き方の新しいスタイル＞
・テレワークやローテーション勤務
・時差通勤でゆったりと
・オフィスはひろびろと
・会議はオンライン
・名刺交換はオンライン
・対面での打合せは換気とマスク

（８） ＳＤＧｓの達成に向けた取組の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、令和 12（2030）年までの国際目標としてＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）が採択されました。ＳＤＧｓの達成に向けて、区民、企業、行政等のあらゆる関係者が協力して取組を進めていく必要があることから、自治体にも大きな役割が期待されています。

２　国の情報化施策の動向

（１） 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成 30（2018）年６月に「ＩＴを活用した社会システムの抜本改革」や「デジタル・ガバメントの推進」を重点項目とした「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、令和元（2019）年６月と令和２（2020）年７月に同計画が全面刷新されました。

令和２（2020）年７月に刷新された「ＩＴ新戦略（「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ソーシャルディスタンス※を確保しながらも、経済活動を維持し、経済が成長可能となるよう「デジタル強靭化社会」の構築を進めることを掲げています。これまで推進が図られてきた行政手続のオンライン化については、ソーシャルディスタンスを確保する上で喫緊の課題とされており、すべての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討することが明示されています。

ＩＴ新戦略の全体像

出典：内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室
「ＩＴ新戦略の概要～デジタル強靭化社会の実現に向けて～」

（２） マイナンバーカード※の利活用促進

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28（2016）年１月に、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付が開始されました。マイナンバーカードの利用範囲を拡大するなど、より一層の普及と利便性のための取組が進められています。

令和元（2019）年５月には「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和３（2021）年３月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる仕組みの導入が予定されています。

マイナンバーカード及びマイナンバーの活用の促進（追加措置）

強靭な社会経済構造の一環として、マイナンバーカード・マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進めることとし、諮問会議の緊急提言及び党の提言等を踏まえ、マイナンバーカード・マイナンバーの活用促進を図る。

(1)新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた手続きの簡素化・迅速化の一層の促進

- **電子申請等**：雇用調整助成金、国税の確定申告・納付、運転免許証に係る運転可能期間の延長 等
- **給付事務**：各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、住居確保給付金、給付型奨学金 等

(2)マイナンバーカード・マイナンバーの一層の活用

- **障害者手帳**：障害者割引に手帳の提示が不要とできるよう、公共交通機関、商業施設等にデジタル対応を要請する。
- **PHR(Personal Health Record)**：予防接種歴、乳幼児健診や特定健診などに加え、令和4年を目途に、その他の健診・検診情報（事業主健診、がん検診、学校健診等）の提供開始に向けた環境整備を進めるとともに、オンライン資格確認システム等との連携も含め、マイナンバーカードを活用して生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組む。
- **e-Tax等**：年末調整等の手続に必要な情報（保険料控除証明書等）の申告書への自動入力等について、令和2年10月から開始し、さらに、入力できる情報（医療費、公金振込口座等）を順次拡大する。
- **公金振込口座の設定**：国税還付、年金給付、各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続きの簡素化・迅速化に向け、公金振込口座設定のための環境整備を進める。その際、本人の同意等を前提に今回の特別定額給付金で登録された口座の活用も検討。
- **預金付番**：様々な災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するとともに、公平な全世代型社会保障を実現していくため、公金振込口座の設定を含め預金付番の在り方について検討を進め、本年中に結論を得る。（H27改正マイナンバー法附則12条：令和3年1月までの検討条項）　等

出典：デジタル・ガバメント閣僚会議（第７回）
「マイナンバーカード及びマイナンバーの利活用の促進について」

（３） デジタル手続法

令和元（2019）年 12 月に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）を改正した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）が施行されました。同法では、行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めています。

行政手続のデジタル化を実現するため、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための取組が進められています。

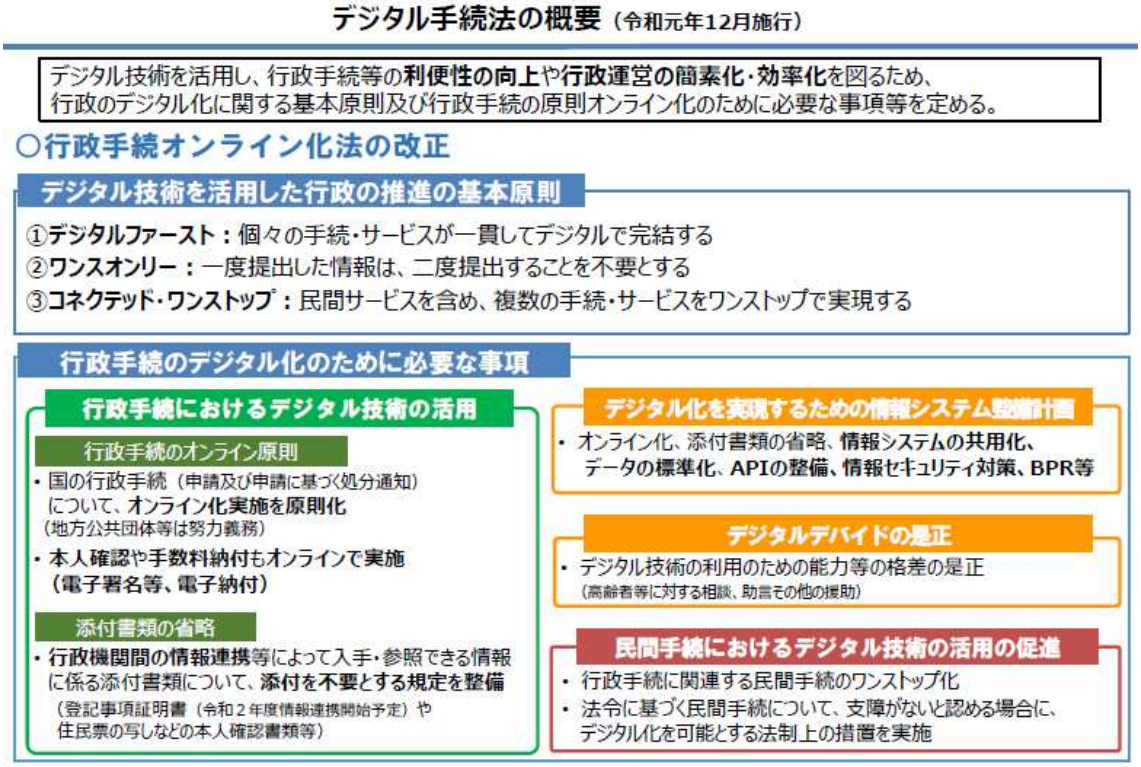

出典：内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室「デジタル手続法の概要」

（４） デジタル庁

政府は、行政サービスのデジタル化を省庁横断で一元的に行う機関として、令和３（2021）年秋までにデジタル庁を新設する方針です。デジタル庁は、各省庁のデジタル化を推進する司令塔として、行政の縦割り排除や積極的な民間活用が期待されています。

デジタル庁の業務は、マイナンバーカードの普及や地方自治体のシステム統一など、多岐に渡る見通しです。

政府は令和２（2020）年 10 月から、デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討のため、デジタル改革関連法案ワーキンググループを開催し、めざすべきデジタル社会について検討した後、ＩＴ基本法の改正やデジタル庁の考え方について決定する予定です。

デジタル社会実現に向けたＩＴ総合戦略本部の推進体制

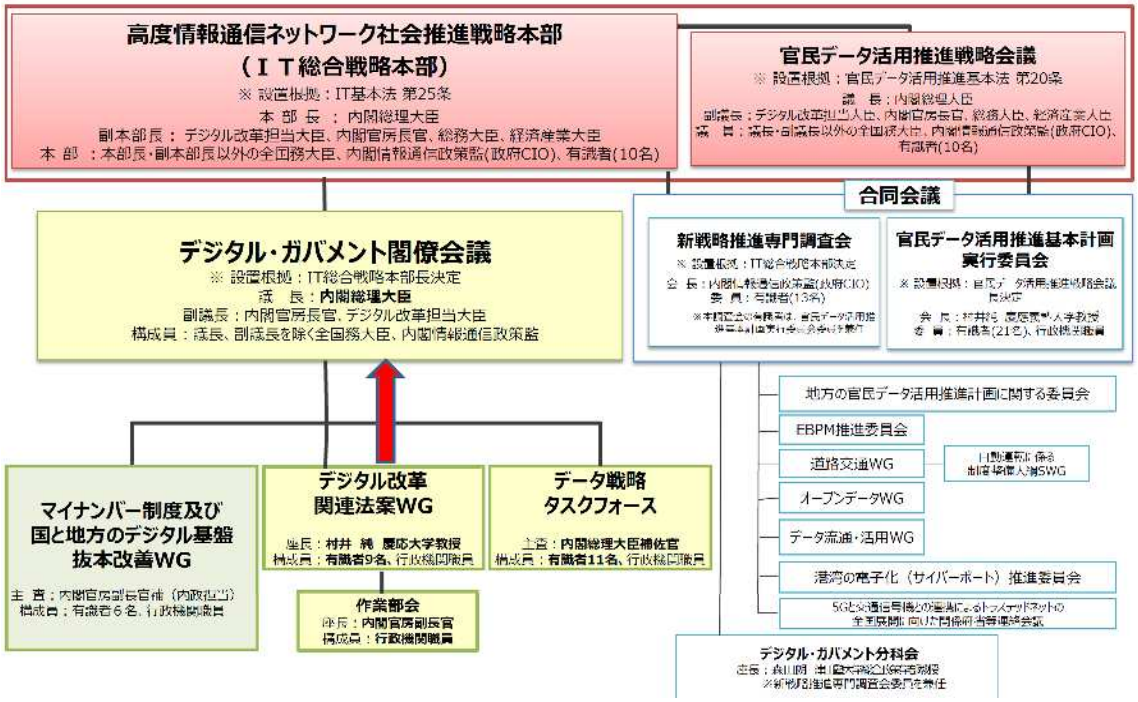

出典：デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会（第１回）
「デジタル社会実現に向けたＩＴ総合戦略本部の推進体制」

（５） デジタル・ガバメント閣僚会議

「デジタル・ガバメント閣僚会議」は、国及び自治体のデジタル化を機動的かつ強力に進め、その成果を展開することによって、国、自治体及び民間部門まで含めた社会全体のデジタル化を推進することを目的として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に開催されています。

令和元（2019）年 12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」は、国、自治体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実現するため、国、地方、官と民の枠を超えてデジタル・ガバメントを推進し、社会全体のデジタル化を実現するための計画として策定されています。

デジタル・ガバメント実行計画の概要

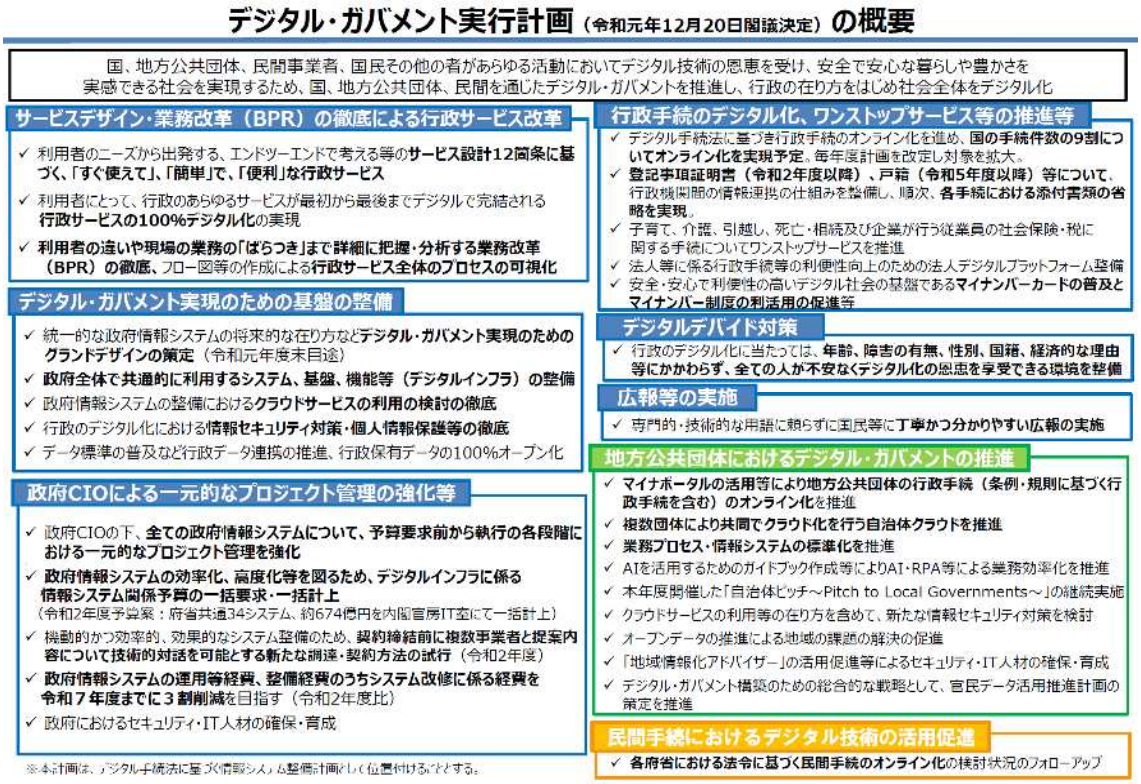

出典：内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室
「デジタル・ガバメント実行計画　概要」

（６） 自治体システム等標準化検討会

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、発注、維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的、財政的負担が生じています。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステム構成が異なり、改修が多く発生することから、構築する事業者や利用する自治体職員等の負担に繋がっています。

自治体の情報システムや帳票の標準化等を自治体、事業者及び国が協力して具体的な検討を行うため、総務省は令和元（2019）年８月から「自治体システム等標準化検討会」を開催し、標準仕様書の作成等に取り組んでいます。システムの標準化によって、システムに係る経費削減や、将来的には他自治体とのシステムの共同利用が見込まれます。

標準仕様を活用した場合の調達プロセス

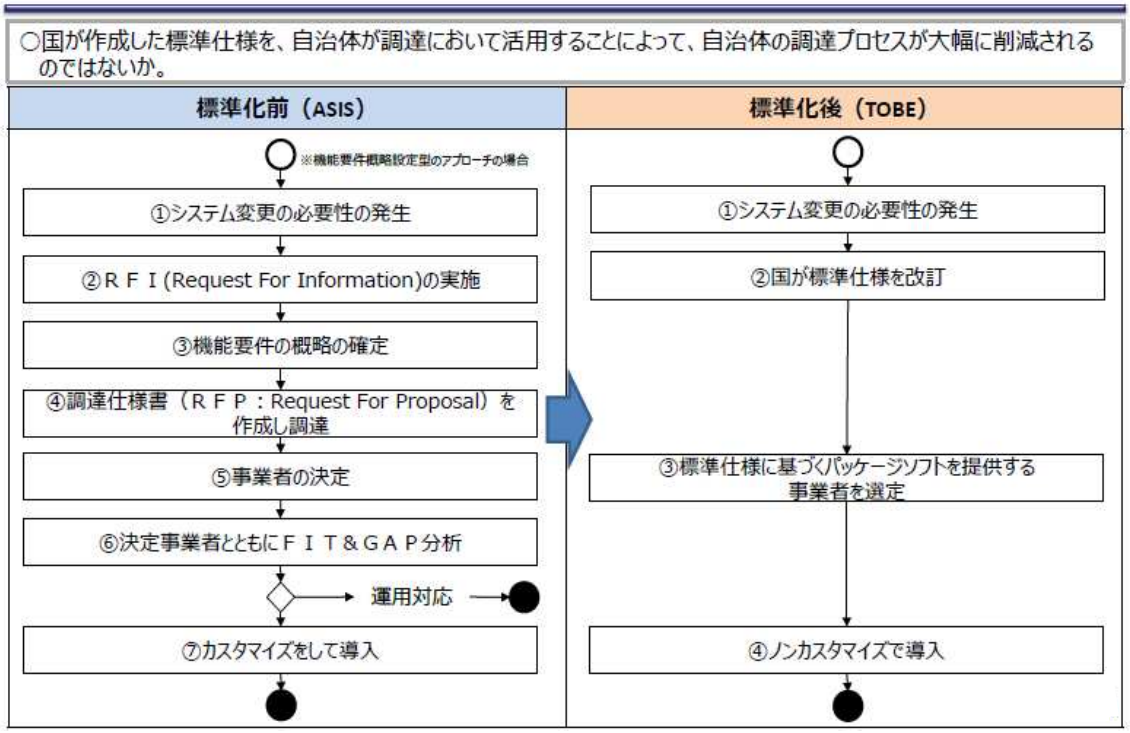

出典：内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室
「地方自治体業務プロセス・情報システム標準化の取組について」

（７） スマート自治体の推進

スマート自治体とは、システムやＡＩ等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のことです。

生産年齢人口減少による労働力の供給制約等を背景に、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるようにする力を持つことを目的とするスマート自治体の実現によって、行政サービスを受ける住民・企業等にとっての利便性向上と、自治体の人的・財政的負担を軽減することが掲げられています。

令和元（2019）年５月に「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びＡＩ・ロボティクスの活用に関する研究会」（スマート自治体研究会）は、報告書を公表し、スマート自治体を実現するための具体的な方策として、業務プロセスの標準化、システムの標準化、ＡＩ・ＲＰＡ等のＩＣＴ活用普及促進、電子化・ペーパーレス化・データ形式の標準化、データ項目・記載項目・様式・帳票の標準化、セキュリティ等を考慮したシステム・ＡＩ等のサービス利用、人材面の方策を示しています。

スマート自治体の概要

出典：地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びＡＩ・ロボティクスの活用に関する研究会「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びＡＩ・ロボティクスの活用に関する研究会報告書　概要」

（８） 自治体ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）

ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）とは、「ＩＣＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念です。

自治体においても、自治体のデジタル化を抜本的に行う「自治体ＤＸ」の推進が求められています。国は地方自治体のデジタル化を更に加速させるため、「行政手続のオンライン化」「システム標準化・クラウド※化」「ＡＩ・ＲＰＡの活用」「テレワーク」等のテーマを中心とした「自治体ＤＸ推進計画」の策定を予定しています。

総務省は令和２（2020）年 11 月から、「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」を開催し、現在進められている自治体のシステム標準化を契機とした、地方自治体が取り組むデジタルトランスフォーメーションの推進方策に係る検討を行っています。

＜主な検討事項＞

・自治体ＤＸ推進の基本的方向性（自治体ＤＸ推進の意義、国の議論、重点的に取組むテーマ、期間）
・自治体ＤＸの進め方（首長の役割、推進体制の確立、計画的な取組みの方策など）
・テーマごとの取組と手順（システム標準化・行政手続オンライン化・ＡＩ・ＲＰＡの活用 など）
・自治体に対する支援（自治体ＤＸ推進のための国による基盤提供を含む）

※ 上記の他、自治体ＤＸ推進に関する諸課題について検討する

（９） ＧＩＧＡスクール構想

令和元（2019）年 12 月に、文部科学省は「ＧＩＧＡスクール構想」を発表しました。

児童生徒１人１台コンピュータ及び高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備とともに、クラウド活用推進、ＩＣＴ機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のＰＤＣＡサイクル※徹底等を進めることで、子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。

「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向けて、文部科学省は「ハード」、「ソフト」、「指導体制」の一体で全国各地での取組を加速化させる「児童生徒１人１台コンピュータ」の実現を見据えた施策パッケージを掲げています。

ＧＩＧＡスクール構想の概要

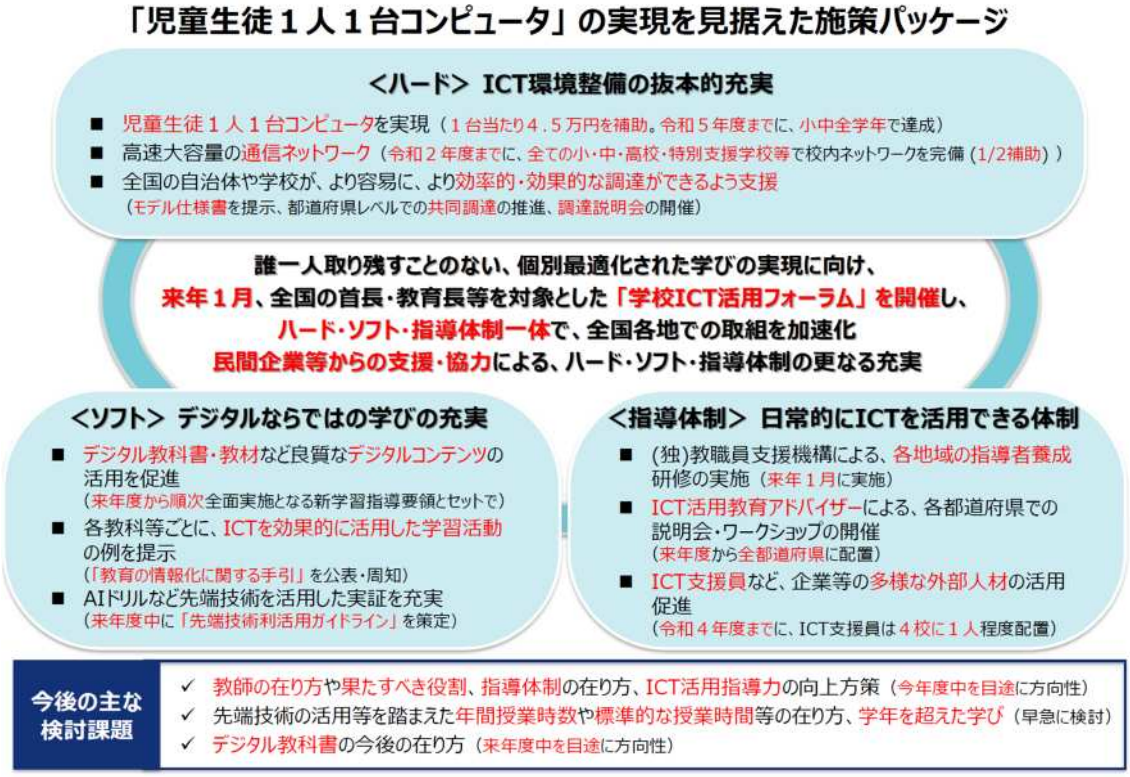

出典：文部科学省
「児童生徒１人１台コンピュータ」の実現を見据えた施策パッケージ」

3　東京都の情報化施策の動向

（１）「『未来の東京』戦略ビジョン」の策定

東京都は、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略の検討を進め、2040 年代にめざす東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示した「『未来の東京』戦略ビジョン」を令和元（2019）年 12 月に策定しました。

20 の戦略の中の 1 つに「スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略」を掲げ、東京版 Society 5.0 である「スマート東京」を実現することにより、都民生活の質を向上させるとともに、世界のモデル都市をめざすとしています。

また、「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、「スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略推進協議会」を設置し、「スマート東京」の実現をめざした意見交換が行われています。

スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略

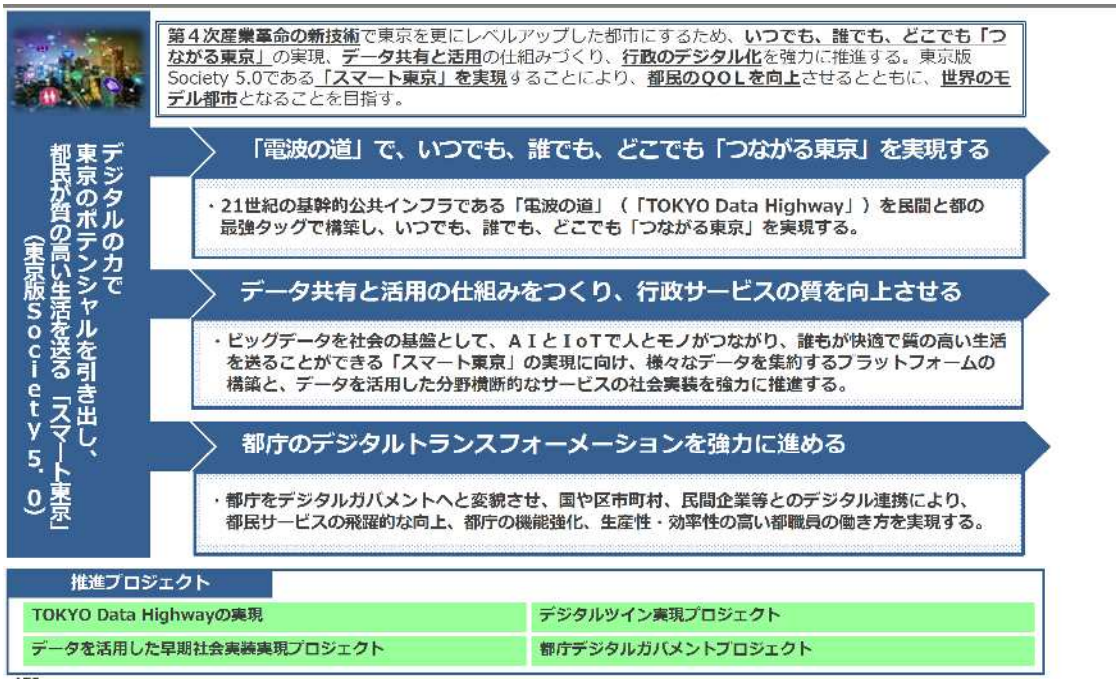

出典：東京都「未来の東京」戦略ビジョン

（２）「スマート東京実施戦略」の策定

東京都は、「スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略」を効果的に推進するため、取組を具体化・加速化することを目的として、令和２（2020）年２月に「スマート東京実施戦略」を策定しました。

３つの柱として、「『電波の道』で『つながる東京』(TOKYO Data Highway)」、「公共施設や都民サービスのデジタルシフト（街のＤＸ）」及び「都庁のデジタルシフト（都庁のＤＸ）」を掲げ、都民生活の質の向上の取組が進められています。

出典：東京都「スマート東京実施戦略」

4　港区の情報化の現状

区は、現行の港区情報化計画に基づく取組を着実に推進しています。

オープンデータの活用をさらに促進するため、公開数を約 400 種類 1,400 ファイルに拡大するとともに、令和２（2020）年３月に区独自の「港区オープンデータカタログサイト※」を開設し、利用促進に努めています。

区民サービスの向上や効率的な区政運営を実現するために、全国の地方自治体に先駆けてＡＩやＲＰＡなどの先端技術の導入検討を進め、ＡＩによる議事録作成支援、ＡＩ－ＯＣＲ※による手書き申請書等の電子データ化や保育園入園ＡＩマッチング等を導入しています。

また、職員がパソコンで行う反復的な業務にＲＰＡを導入・活用して、業務の自動化を進め、自動化によって削減された時間を区民サービス業務に充当する「働きやすい職場づくり」及び「区民サービスの向上」を推進しています。

全庁無線ＬＡＮ※環境の構築や統合コミュニケ―ションツールの導入により、ＩＣＴを活用した効率化や「働きやすい職場づくり」に取り組むほか、教育委員会でも学校の情報化を推進しています。

また、民間事業者と連携し、公衆無線ＬＡＮ※サービスの拡充や５Ｇ普及促進に向けた協定を締結するなど民間の力を活かした取組を進めています。

日々進化するサイバー攻撃に対応した強靭な情報セキュリティを確保し、区民の大切な情報を守るため、情報セキュリティ監査を毎年実施し、職員のＩＣＴリテラシー（ＩＣＴを活用する知識）向上に向けた「ＩＣＴ通信」の定期的な配信、サイバー攻撃対応訓練、情報セキュリティインシデント※発生時のＣＳＩＲＴ（シーサート）※の設置・運用、高度化、巧妙化するサイバー攻撃等に対応するためのＡＩ等最新の情報セキュリティ技術の情報収集等に取り組んでいます。

（１） オープンデータの活用

オープンデータとは、公共データを、機械判読に適したデータ形式で、かつ二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのことです。

機械判読に適したデータ形式とは、コンピュータが構造を識別でき、構造中の値（数値やテキスト等）が処理できることで、コンピュータが自動的にデータを再利用できるデータ形式です。また、二次利用可能なルールとは、第三者がデータを一部改変して利用すること（データの二次利用）を、データの所有者があらかじめ許諾していることを明示するためのルールです。

区では、区民や在勤者、在学者をはじめとした参加者が、行政や地域の課題をテーマにオープンデータを活用した課題解決やアプリ※の開発アイデアなどについて、チームに分かれて話し合い、提案する「オープンデータアイデアソン」を平成 30（2018）年度に開催しました。

また、「アイデアソン」に呼応する形で、応募者から幅広くアプリやアプリのアイデアを募る「オープンデータアプリコンテスト」を令和元（2019）年度に開催しました。「オープンデータアプリコンテスト」では、アイデア 157 作品、アプリ 11 作品、計 168 作品の応募が寄せられました。

オープンデータアプリコンテスト表彰式

（２） ＲＰＡの導入

区は、ＲＰＡについて、業務の効率化や業務品質の向上を目的とした活用を検討し、実証実験を経て平成 30（2018）年２月から複数の業務で本格運用を開始しました。

現在は庁内の 19 業務で導入し、年間利用すると計 10,000 時間の事務処理業務時間を削減することが見込まれています。今後も全庁的なＲＰＡの導入を図り、さらなる業務の効率化を進めていきます。

ＲＰＡを導入している庁内 19 業務
（令和３（2021）年３月現在）

1	職員の超過勤務管理	11	保育園入園者リスト作成
2	産前産後家事・育児支援サービス申請受付処理	12	個人住民税処理入力
3	公会計システム向けデータ作成	13	支出進捗管理
4	コミュニティバス乗車券発行申請	14	要支援被保険者開示情報作成
5	職員の出退勤管理	15	国民健康保険料リスト作成
6	保育園入園決定通知作成	16	保育園保育料還付処理
7	契約事務	17	国民健康保険料文書作成
8	児童手当入力	18	公金収納登録情報入力
9	介護認定審査結果入力	19	歳入進捗管理
10	保育園入園情報入力		

（３） ＡＩの活用

区は、平成 30（2018）年度を「港区ＡＩ元年」と位置付け、区民サービスの向上と働きやすい職場づくりに向けた業務効率化のため、各業務へのＡＩの導入を推進してきました。

現在、「保育園入園ＡＩマッチング」、「ＡＩ議事録自動作成支援ツール」や「ＡＩ-ＯＣＲ」等を導入しています。

また、令和２（2020）年３月には、新型コロナウイルス感染症への対応に関する区民からの問合せに、ＡＩチャットボット※が 24 時間 365 日で対応するサービスを開始しました。

港区のＡＩ活用に係る取組

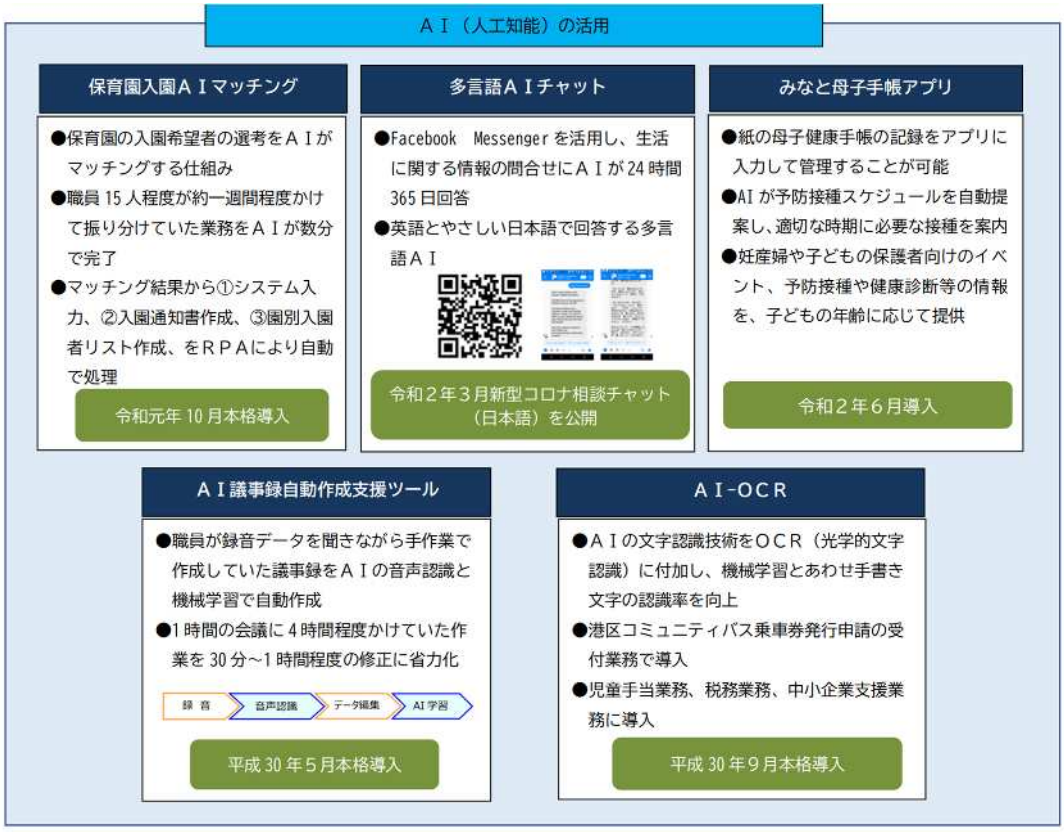

（４） 庁内ネットワークの更新

令和２（2020）年３月、全庁の文書作成用端末（パソコン）一斉更新が終了する時期に併せて、区では全庁無線ＬＡＮ環境を構築し、パソコンを庁内どこでも持ち歩いて仕事ができる環境を整備しました。

パソコンを持ち歩けるようにすることで、1 台の端末で打合せ資料の閲覧や、打合せ中に資料をその場でまとめることができるようになり、業務のスピードアップと効率化を実現しました。

（５） 統合コミュニケーションツールの導入

区は、タブレット型端末※を活用したペーパーレス会議の実施や、テレビ会議システムの運用などＩＣＴ施策に取り組んできました。令和２（2020）年３月にはグループウェア機能とテレビ会議システム機能を統合し、機能を大幅に強化・拡充した「統合コミュニケーションツール」を導入しました。

このツールの導入により、メール、スケジュール、チャット※、ウェブ会議機能等が集約され、さらなるコミュニケーションの活性化、業務効率化を推進しています。

統合コミュニケーションツール

（６） 職員の働き方改革

区では、平成 29（2017）年７月に働きやすい職場づくりに向け、定時退庁、超過勤務の縮減、計画的な年次有給休暇の取得を促進する「みなとワークスタイル宣言」を行いました。

平成 30（2018）年度には全国におけるテレワークの普及拡大及び東京オリンピック･パラリンピック競技大会時における交通混雑緩和を目的とした「テレワーク・デイズ」に参加し、令和元（2019）年度はテレワークを試行的に実施してきました。

働く場所にとらわれないテレワーク環境の導入により、区民サービスの安定化・効率化や職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進します。

（７） 学校の情報化の推進

学校教育推進計画では、区がめざす教育の基本理念、めざす人間像を掲げた教育ビジョンに照らし、「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」を将来像として踏襲しています。

また、プログラミング教育の推進や「ＧＩＧＡスクール構想」に対応した授業の充実、家庭や地域との連携の確保、教員の働き方改革による学校の教育力の向上などを推進することとしています。

（８） 公衆無線ＬＡＮの整備

区は、災害時には区民や来街者のスマートフォン等の通信環境を安定的に提供し、安全・安心を確保するとともに、区を訪れる国内外からの多くの観光客等に対して情報発信を行うため、平成 28（2016）年から公衆無線ＬＡＮ（Minato City Wi-Fi※）のサービスを提供しています。

また、民間事業者が設置する公衆無線ＬＡＮを「Minato City Wi-Fi」として連携して運用することで、災害対策や観光情報の発信を拡充するため、平成 31（2019）年１月に民間事業者と連携協定を締結しました。

公衆無線ＬＡＮサービス拡大に向けて民間事業者と連携することで効率的な通信環境の整備を進めています。

公衆無線ＬＡＮの活用イメージ

（９） 職員のＩＣＴリテラシー向上

区では平成 29（2017）年度から、全職員を対象にＩＣＴリテラシー研修を実施しています。

また、新たな試みとして、職員に向けたＩＣＴ展示会を開催するほか、職員に向けてＡＩ、ＲＰＡや情報セキュリティなど最新のＩＣＴに関する情報を発信しています。

職員のＩＣＴリテラシー向上に向けた取組

（10） ＩＣＴ等を活用した行政サービスの利便性向上に向けた取組

令和２（2020）年６月の区民を対象にした「港区における人口変動要因に関する実態調査」では、約８割の回答者が申請等のオンライン化を希望し、約７割の回答者が行政サービスにおけるキャッシュレス※決済の必要性を感じているなど、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化に大きな期待が寄せられています。

このような状況を踏まえ、令和２（2020）年 10 月には「ＩＣＴ等を活用した行政サービスの利便性向上に向けた取組指針」を策定し、実現に向けて取り組んでいます。

5　情報化指針

港区基本計画の「めざすまちの姿」である「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」の実現に向け、情報化の視点から施策の方向性として、次の４つを情報化指針として掲げます。

情報化指針１：区民サービス向上のための情報化の推進

港区基本計画では、新型コロナウイルス感染症を契機に、来庁せずに手続きができる区役所を実現するため、ＡＩや５Ｇなど先端技術を活用しながら、新たな時代の区民生活に対応した区政運営への転換を図り、質の高い区民サービスを提供するために情報化を推進します。

また、港区学校教育推進計画では、児童生徒１人１台タブレット型端末の実現や高速ネットワーク環境等を整備する「ＧＩＧＡスクール構想」へ対応し、質の高い教育環境等の整備を進めます。

施策

（１）「新しい生活様式」に対応した質の高い行政サービスの実現
（２）ＡＩ等の先端技術を活用した区民サービスの向上
（３）子どもたちの創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現

情報化指針２：情報発信と協働促進に向けた情報化の推進

港区基本計画では、区民、民間、全国各地域の力を結集して、多様な主体とのネットワークを生かし、行政だけでは困難な課題の解決を図り、都心にふさわしい「参画と協働」の取組を進めます。

ＩＣＴを活用して行政と区民の協働を促進するとともに、行政の透明性を推進します。

施策

（１）区民一人ひとりとのコミュニケーションの向上
（２）産学官連携の推進
（３）官民データ活用の推進

情報化指針３：効率的な区政運営のための情報化の推進

港区基本計画では、職員だけでなく外部機関とも連携可能なウェブ会議システムの活用や、職員による業務システムへの入力を自動で処理するＲＰＡの導入拡大などにより、効率的な区政運営に努めます。

ＩＣＴを活用した区政運営の効率化により、利便性の高い区民サービスの提供につなげていくため情報化を推進します。

施策

（１）デジタル社会に向けたデータ利活用の推進

（２）利便性の高い区民生活を実現する第５世代移動通信システム（５Ｇ）の通信基盤整備

（３）働きやすい職場づくりに向けた業務効率化・適正化の推進

情報化指針４：信頼される情報化の推進

港区基本計画では、区民の大切な個人情報や情報資産を守るため、高度化・巧妙化するサイバー攻撃等に対し、情報システムの安定的な運用や、情報セキュリティ対策の強化・徹底を図り、強靭な情報システムの維持に取り組みます。

高度化、巧妙化するサイバー攻撃等から個人情報を守るため、技術的な対策だけでなく、情報資産単位でのアクセス制限、監視体制やＣＳＩＲＴなど緊急時即応体制の整備、個々の職員のリテラシー向上など、職員や指定管理者、委託事業者を含めた人的な情報セキュリティ対策を全庁一丸となって進め、区の情報資産を安全に管理することで区民から信頼される情報化を推進します。

施策

（１）ＩＣＴリテラシーの向上

（２）強靭な情報セキュリティ確保のための基盤・体制整備

第３章

港区の情報化施策

目次

取組一覧　34

今までの取組とこれからの取組　36

情報化指針１　区民サービス向上のための情報化の推進　48

情報化指針２　情報発信と協働促進に向けた情報化の推進　65

情報化指針３　効率的な区政運営のための情報化の推進　77

情報化指針４　信頼される情報化の推進　86

第３章　港区の情報化施策

先端技術を活用し、民間事業者や教育機関と力を合わせて、便利で快適な区民生活を実現するため、次の取組を進めます。

取組一覧

情報化指針		施策		取組		頁
1	区民サービス向上のための情報化の推進	1	「新しい生活様式」に対応した質の高い行政サービスの実現	1	行政手続のオンライン化（継続）	48
				2	キャッシュレス決済の推進（新規）	50
				3	ＩＣＴを活用した手続案内と窓口の実現（継続）	51
				4	イベントや相談等のオンライン活用（新規）	52
				5	福祉相談の強化（新規）	53
		2	ＡＩ等の先端技術を活用した区民サービスの向上	6	ＡＩ・ＩｏＴを活用した区民サービスの提供（継続）	54
				7	子育て支援に関する情報発信の充実（新規）	55
				8	廃棄物処理に関する各種手続のＩＣＴ化（新規）	56
				9	先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化（新規）	56
				10	港区版ＭａａＳの検討（新規）	57
				11	ＩＣＴを活用した広聴手法の充実（新規）	58
				12	災害時におけるＩＣＴの活用（新規）	59
				13	区民と協働した道路管理（新規）	60
		3	子どもたちの創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現	14	学校の情報化の推進（継続）	61
				15	図書館サービスの推進（継続）	63
				16	自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開（継続）	64
2	情報発信と協働促進に向けた情報化の推進	1	区民一人ひとりとのコミュニケーションの向上	17	デジタルサイネージを活用した区政情報の発信（継続）	65
				18	デジタルを活用した観光情報の発信（継続）	67
				19	ＡＩを活用した情報発信（新規）	68

情報化指針		施策		取組		頁
2	情報発信と協働促進に向けた情報化の推進	1	区民一人ひとりとのコミュニケーションの向上	20	区政情報のプッシュ型配信（新規）	69
				21	障害者バリアフリー推進事業（新規）	70
				22	子どもが相談しやすい体制の充実（新規）	71
				23	子育て情報提供の充実（新規）	72
		2	産学官連携の推進	24	ＭＩＮＡＴＯ ５Ｇ カンファレンス（新規）	73
				25	ＩＣＴパートナーシップ（継続）	74
				26	全国連携の推進（新規）	75
		3	官民データ活用の推進	27	オープンデータ活用の推進（継続）	76
3	効率的な区政運営のための情報化の推進	1	デジタル社会に向けたデータ利活用の推進	28	行政情報分析基盤の活用（新規）	77
				29	財政運営の透明化（継続）	78
		2	利便性の高い区民生活を実現する第５世代移動通信システム（５Ｇ）の通信基盤整備	30	利便性の高い区民生活を実現する５Ｇの通信基盤整備（新規）	79
		3	働きやすい職場づくりに向けた業務効率化・適正化の推進	31	ＲＰＡ等のＩＣＴを活用した業務効率化の推進（継続）	82
				32	テレワークの推進（新規）	83
				33	庁内業務のＩＣＴ化の推進（継続）	84
				34	システムの標準化・クラウド化の検討（新規）	85
4	信頼される情報化の推進	1	ＩＣＴリテラシーの向上	35	ＩＣＴリテラシー向上による人材育成（継続）	86
				36	情報セキュリティ知識の周知・徹底（継続）	88
		2	強靭な情報セキュリティ確保のための基盤・体制整備	37	情報セキュリティ監査（継続）	90
				38	情報セキュリティインシデント発生時のＣＳＩＲＴの運用（継続）	91
				39	ＡＩ等最新の情報セキュリティ技術の検討（継続）	92

前計画（港区情報化計画〔改定版〕「平成 30（2018）年度～令和２（2020）年度」）では、27 の情報化事業を定めていました。次の表のとおり、統合して継続する取組と拡充して継続する取組については、新たな計画でも推進します。

今までの取組とこれからの取組

◆◆◆ 港区情報化計画（平成３０年度～令和２年度）◆◆◆

	取組名	計画内容	実施内容	達成状況
1	オープンデータの活用の推進	オープンデータとして公開するデータを積極的に増やしていくとともに、定期的に更新される情報については、速やかに更新していきます。	引き続きオープンデータの公開を進め、380種類の公開を実現するとともに、港区オープンデータカタログサイトを開設しました。	継続
2	アイデアソン	区民や在勤者、在学者をはじめとした参加者が会場に集い、行政や地域の課題をテーマに話し合い、解決策を提案する「アイデアソン」を開催します。	平成30年度に東京都と共同で開催し、62名が参加しました。	No.1に統合
3	アプリコンテスト	アイデアソンと呼応する形で、区民、在勤者、在学者をはじめとし、応募者から幅広くアプリやアプリのアイデアを募るアプリコンテストを実施します。	令和元年度のコンテストでは168作品の応募を頂戴しました。	No.1に統合
4	ＩＣＴパートナーシップ	港区に立地するＩＣＴ事業者やそこに勤務する従業員など、多様な主体と区がＩＣＴの分野で連携する、ＩＣＴパートナーシップの組織づくりをめざします。	港区内のＩＣＴ事業者とＡＩチャットボットの実証実験を実施しました。また、民間事業者と５Ｇ活用促進に向けた連携協定を締結しました。	継続
5	産官学連携の推進	区内に立地するＩＣＴ分野の学部を持つ大学や研究機関及び区内に多数立地するＩＣＴ事業者と連携し、産官学連携による区政のＩＣＴ活用を進めます。	港区内の研究機関と、区のホームページの自動翻訳に関するＡＩ実証実験を実施しました。	No.4に統合

◆◆◆港区情報化推進計画（令和３年度～令和８年度）◆◆◆

	取組名	計画内容
27	オープンデータ活用の推進	区が保有する行政情報の二次利用を目的として、行政情報をコンピュータが判読しやすい形式に加工のうえ「港区オープンデータカタログサイト」上で公開します。 公開したオープンデータを区民や事業者が活用してアプリ等を開発することで、区民サービスの向上や災害時に有用なサービス等の提供、行政の透明化、区内産業の振興などに結びつける、オープンデータ活用の取組を推進します。
25	ＩＣＴパートナーシップ	企業や教育機関、ＮＰＯ法人等の民間団体の持つ知識や先端技術等の強みを最大限に生かした取組を民間団体との協働により推進し、ＩＣＴを活用して区の課題解決につなげます。

◆◆◆ 港区情報化計画（平成３０年度～令和２年度）◆◆◆

	取組名	計画内容	実施内容	達成状況
6	オープンデータ等での自治体間連携の推進	東京都や他区市町村と、オープンデータに関する協議や標準化を進めるとともに、オープンデータの民間での活用を推進します。	政令市・中核市・特別区ＣＩＯフォーラムを通じての全国連携を進めました。 また、全国の自治体や官公庁からの見学を受け入れ、港区ＩＣＴの説明を行いました。	No.1に統合
7	デジタルサイネージを活用した区政情報の発信	区有施設等にデジタルサイネージを設置するほか、民間事業者との連携による商業施設やホテル等のデジタルサイネージを活用した情報配信を行います。	区内のデジタルサイネージ設置箇所数の拡大を進め、48か所で区政情報を配信しています。	継続
8	観光情報の発信	観光情報発信機能の強化に努めるとともに、外国人観光客の増加を見据え、情報の多言語化に取り組みます。	多言語対応（日・英・中・ハングル）や、ピクトグラムを用いた観光・街区案内標識を210基設置しています。また、地図データについて随時更新を実施しています。	継続
9	学校の情報化の推進（港区学校情報化アクションプラン）	港区情報化アクションプランに基づき、小学校でのプログラミング教育を推進するとともに、ＩＣＴを活用した更なる業務の効率化に取り組みます。	特別教室への電子黒板の配備、区内の小中学校等への無線ＬＡＮ強化を行いました。また、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、全児童・生徒へタブレット端末を１人１台配備を進めています。	継続
10	港区立図書館サービス推進計画	区の図書資料のデジタル化とホームページ上の公開など、情報通信技術を活用した区立図書館内の情報サービスを推進します。	電子書籍サービスを利用した所蔵資料の公開や、移転開設する三田図書館における公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の方式・アクセスポイントの設置数量・配置について、検討を進めました。	継続

◆◆◆港区情報化推進計画（令和３年度～令和８年度）◆◆◆

	取組名	計画内容
17	デジタルサイネージを活用した区政情報の発信	デジタルサイネージを区有施設に設置し、区政の動きや地域の情報、国内外に向けたシティプロモーション情報を発信するとともに、緊急・災害情報や安全・安心に関する情報を、多言語で迅速に提供します。 さらに、民間事業者との連携により、駅前の大型ディスプレイ、商業施設、病院、ホテル等、新たな設置場所を検討し、デジタルサイネージを活用した情報発信を進めます。
18	デジタルを活用した観光情報の発信	港区の多彩な観光資源の魅力を効果的に発信するため、デジタルサイネージや区ホームページ、ＳＮＳ等を積極的に活用するほか、観光関係事業者と連携した観光コンテンツの作成と発信を推進します。
14	学校の情報化の推進	児童・生徒１人に１台のタブレット型端末等を配備するＧＩＧＡスクール構想を実現するため、オンライン学習の実施やデジタル教科書の活用を推進します。 また、電子黒板を活用した教員の授業の活性化や校務支援システムなどを有効活用した教員の校務負担軽減に取り組みます。 さらに、ＩＣＴ機器を効果的かつストレスなく使用するためのＩＣＴ環境整備の強化、学校で安全・安心にＩＣＴを利用するための情報セキュリティ体制の確保に取り組みます。
15	図書館サービスの推進	区立図書館のあり方やサービス方針を示す「港区立図書館サービス推進計画」では、ＩＣＴを活用した図書館サービスの推進を掲げています。 区立図書館利用者へのサービス向上のため、電子書籍サービスを導入し図書館システムと連携することで、検索機能や貸出機能を利用できます。 また、令和４（2022）年４月に芝五丁目複合施設に移転を予定している新三田図書館に、座席予約システム、予約資料受取棚や自動返却機を設置し、順次、他の区立図書館への導入を進めます。

◆◆◆ 港区情報化計画（平成３０年度～令和２年度）◆◆◆

	取組名	計画内容	実施内容	達成状況
11	港区立郷土歴史館収蔵資料等のデジタル化	区が収蔵している資料の画像をデジタル形式で保存し、インターネットを通じた公開を推進するとともに、コンテンツを拡充します。	郷土歴史館ホームページから閲覧できるデジタル形式の収蔵資料を増やしました。	継続
12	マイナポータルの活用	マイナポータルを活用した電子申請の手続きを拡充するとともに、マイナポータルの機能を活用したワンストップサービスの導入を検討します。	子育て分野に加え、介護保険の分野においても、マイナポータルを活用したサービス検索と電子申請が可能となりました。	継続
13	マイキープラットフォームの活用	全国の自治体で構成される「マイキープラットフォーム運営協議会」に参加し、マイキープラットフォーム導入へ向けた検討を進めます。	マイキープラットフォーム（※）の利用のために必要となるマイナンバーカードの交付拡大に向け、マイナンバーカード交付促進計画を策定しました。	No.12に統合
14	申請書作成支援システム（手続ナビゲーション）の導入	総合支所窓口の運営を支援するため、来庁した区民に必要な手続を案内し、申請書を作成するシステムの導入を検討します。	申請書を作成するシステムである「総合窓口支援システム」の導入に向け、高輪地区総合支所で実証実験を実施しました。	継続
15	ＡＩ・ＩｏＴを活用した区民サービスの提供	ＡＩやＩｏＴを区民サービスに導入し、事務処理を迅速かつ正確に行うとともに、見守りなどの安全で安心なサービスの提供を検討します。	ＡＩチャットボットの導入検討を行い、令和２年３月より、コロナ対応チャットボットで運用を開始しました。	継続
16	効率的かつ効果的な行政情報システムの推進	平成21年度から稼働する行政情報システムについて、これまでの技術進歩や業務プロセスの変化に対応するため、システムの見直しを定期的に実施します。	プライベートクラウド（※）による行政情報系仮想化基盤の構築を実施し、全業務システムの移行が完了しました。 また、内部情報系端末更新に伴う行政情報ネットワーク最適化を実施しました。	完了

◆◆◆港区情報化推進計画（令和３年度～令和８年度）◆◆◆

	取組名	計画内容
16	自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開	区内の自然・歴史文化資源に、誰もが容易にかつ楽しく触れることができるよう、文化財や郷土資料の画像をデジタル形式で保存し、インターネットを通じた公開を推進するとともに、コンテンツを拡充します。
1	行政手続のオンライン化	区は、区民の利便性向上や区の業務効率化を図るため、パソコンやスマートフォンにより特別区民税・都民税など公金の口座振替の登録ができるサービスを導入しています。 電子申請サービスの拡充や電子決済の導入など、ＩＣＴを活用し、来庁することなく必要な手続ができる行政手続のオンライン化をさらに進めます。 また、電子申請件数の増加に対応するため、電子申請データを業務システムに連携する仕組みを導入します。
3	ＩＣＴを活用した手続案内と窓口の実現	区民等がパソコンやスマートフォンの画面から、個々の状況に応じた手続について、自宅等から事前に確認できるとともに、来庁時に複数の申請書を一括で作成することが可能となる窓口総合支援システムを導入し、効率的な窓口を実現します。
6	ＡＩ・ＩｏＴを活用した区民サービスの提供	様々な人が必要な情報をより迅速かつ正確に入手できるチャットボット等を積極的に活用していきます。 また、センサー技術によりデータをインターネット経由で受け取り利用するＩｏＴ（モノのインターネット）の導入を検討し、区民サービスの向上を図ります。

◆◆◆ 港区情報化計画（平成３０年度～令和２年度）◆◆◆

	取組名	計画内容	実施内容	達成状況
17	次期庁内全体ネットワークの更新	庁内を結ぶ専用ネットワークについて、新たに強固なセキュリティ環境を持つネットワークを構築します。	無線ＬＡＮの環境構築及び無線電波の可視化を整備しました。	完了
18	無線ＬＡＮ環境を含めた仮想化端末の導入検討	庁内に無線ＬＡＮを導入するとともに、情報セキュリティに配慮した仮想デスクトップの技術により、庁内どこでも仕事ができる環境を整備します。	全庁無線ＬＡＮ環境を構築し、内部業務で使用する端末（パソコン）を、庁内どこでも持ち歩いて仕事ができる環境を整備しました。	完了
19	業務自動化ツールの適用や、事務の進捗状況視える化、議事録作成の自動化による業務の効率化と適正化	ＲＰＡツールを区の事務に適用し、職員が定型的で反復、大量に処理している業務を自動化するとともに、業務プロセスの見直しを図ります。また、ＡＩを活用した議事録支援作成支援ツールを導入します。	ＲＰＡツールを15業務に導入したほか、ＡＩ議事録自動作成支援ツールの本格運用を開始しました。	継続
20	テレビ会議、ペーパーレス会議の拡充等による会議の効率化	ペーパーレス会議システムとテレビ会議システムを連携し、さらに効率的な会議運営や働きやすい職場づくりを進めていきます。	新たに「統合コミュニケーションツール」を導入しました。これにより資料の共有や同時編集が可能となり、会議の効率的な運営が促進されました。	継続
21	公会計制度改革の推進	地方公会計の標準ソフトウェアを導入し、公会計制度改革に対応してきましたが、蓄積した財務データを分析することで公共施設マネジメントや予算編成、執行管理に活用できるよう検討を行います。	標準ソフトウェアに代わる新しい公会計システムとして、財務会計システムと一体のシステムを導入するため、システム仕様について検討を進めました。	継続

◆◆◆港区情報化推進計画（令和３年度～令和８年度）◆◆◆

取組名	計画内容

31	ＲＰＡ等のＩＣＴを活用した業務効率化の推進	区は、業務システムへのデータ入力等を自動で処理する業務自動化ツール（ＲＰＡ：ロボティック・プロセス・オートメーション）の庁内業務への適用拡大を進めるとともに、職員だけでなく外部機関とも連携可能なウェブ会議サービスの利用を開始する等、ＩＣＴの活用により業務の効率化を進めることで「働きやすい職場づくり」を推進するとともに効率的な区政運営に努め、区民サービスの向上に取り組みます。
33	庁内業務のＩＣＴ化の推進	職員が場所を問わず文書作成用パソコンを利用できるよう、庁内の無線ＬＡＮ環境を構築しました。会議などで使う紙資料を電子化し、文書作成用パソコンで共有することによるペーパーレスの取組を進めています。 また、統合コミュニケーションツールの導入によりウェブ会議が可能となり、移動せずに会議に参加できることで、対面レスの実践と移動時間の短縮に効果を上げています。 タブレット型端末を廃止し、文書作成用パソコンで業務が行えるよう、ＩＣＴ化を推進します。
29	財政運営の透明化	区は地方公会計の標準ソフトウェアを使用して公会計制度改革に取り組んできましたが、新たに日々仕訳を導入し、財務データを予算編成、執行管理等に活用できるよう財務会計システムと連携した新公会計システムの開発を進めます。 財務データについては、施設別、事業別等の分析用の帳票及び財務書類分析の指標などを出力し、区政運営に活用します。

◆◆◆ 港区情報化計画（平成３０年度～令和２年度）◆◆◆

	取組名	計画内容	実施内容	達成状況
22	電子申請と行政情報システムのシステム間の連携	区民の申請に迅速に対応できるよう、電子申請と行政情報システムのシステム間の連携を進めます。	マイナンバーカードや電子申請の普及が進み、電子申請件数が増加することを想定し、申請に迅速に対応できるような仕組みの導入準備を進めました。	№12に統合
23	ＩＣＴデータベース、職員向け研修会	職員向けＩＣＴ研修の内容を充実するとともに対象者を拡大し、ＩＣＴに関する動向を全庁で共有します。	最新のＩＣＴに関する職員向け研修を実施するほか、新たな試みとしてＩＣＴ事業者等を招待し、職員に向けた展示会を開催しました。	継続
24	情報セキュリティ監査	区及び指定管理者が管理する情報資産に対する情報セキュリティ対策について、適切に管理・運用されているかを点検・評価します。	区の情報システム及び指定管理者が管理するシステムのセキュリティ監査を実施しました。	継続
25	情報セキュリティ知識の周知・徹底と標的型攻撃への訓練	ｅラーニング（※）を活用した情報システムセキュリティ研修や標準型攻撃メールの訓練など、全職員向けの情報セキュリティ教育を実施していきます。	最新の情報インシデントに対応できるよう、集合研修、自主点検、標準型攻撃のメール訓練等を実施しました。	継続

◆◆◆港区情報化推進計画（令和３年度～令和８年度）◆◆◆

	取組名	計画内容
35	ＩＣＴリテラシー向上による人材育成	職員向けにＩＣＴリテラシー研修（ＩＣＴリテラシー：ＩＣＴを活用する能力）を実施するとともに事業者から新技術に関する提案を受けることで、ＩＣＴの基礎的な知識やＡＩ、業務自動化、５Ｇ、ビッグデータの活用等最新のＩＣＴの動向について職員の知識を深めます。また、情報システムの安定的な運用を行うため、情報システムに携わる職員に対する研修を実施し、職員のシステムに関する知識を継承し、能力を向上します。 新型コロナウイルス感染症等に起因した差別発言や偏見等の差別意識が社会的に顕在化したことを踏まえ、ソーシャルメディア等による効果的な情報発信を行うにあたり、その利便性と危険性についての必要な知識を深め、関連法令や守秘義務を遵守し、基本的人権等への配慮を徹底することで、先端技術の活用を適切に進めます。
37	情報セキュリティ監査	情報安全対策の更なる強化・徹底を目的として、区及び指定管理者が管理する情報システムにおける情報セキュリティ対策について、港区情報安全対策指針及び実施手順に基づいて適切に管理・運用されているかを点検・評価します。 結果に基づき、問題点の確認や改善方法について、検討、助言、指導します。 監査での指摘事項を共有し、区の情報セキュリティ対策に反映します。
36	情報セキュリティ知識の周知・徹底	情報セキュリティを適切に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を全職員が十分に理解していることが必要です。そのため、毎年、管理職含む全職員のほか、区の業務を担う指定管理者や委託事業者に対しても情報セキュリティ研修を実施します。 また、個人情報保護に関する研修も全職員・業務の従事者に対して実施し、実際の個人情報漏えいの事例から事故原因の分析と再発防止策を学ぶことで、ヒューマンエラー防止の重要性を啓発します。

◆◆◆ 港区情報化計画（平成３０年度～令和２年度）◆◆◆

	取組名	計画内容	実施内容	達成状況
26	情報セキュリティインシデント発生時のＣＳＩＲＴの運用	サイバー攻撃などの情報セキュリティに関する事件・事故が発生した場合の統一的な窓口（ＣＳＩＲＴ）を設置し、組織的な対応を行います。	ＣＳＩＲＴ体制の整理を行い、各担当の役割分担を明確化にしました。また、訓練マニュアルのたたき台を作成しました。	継続
27	ＡＩ等最新の情報セキュリティ技術の検討	世界規模で拡大するサイバー攻撃に備えるため、ＡＩによる監視なども含め、最新の情報セキュリティ技術の情報収集、検討を行います。	最新のセキュリティ技術の情報収集を行いました。	継続

◆◆◆港区情報化推進計画（令和３年度～令和８年度）◆◆◆

	取組名	計画内容
38	情報セキュリティインシデント発生時のＣＳＩＲＴの運用	情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティに関する事件・事故（インシデント）が発生した場合、港区情報安全対策指針に基づき、セキュリティ統括責任者（ＣＩＳＯ）である副区長の下、システム統括管理者である情報政策課長が統一的な窓口（ＣＳＩＲＴ）を設置し、他団体への報告や情報の共有等、組織的なインシデント対応を行います。 インシデントが発生した場合の被害・影響を最小限にするため、庁内での連絡体制や外部の関係機関との連携、原因究明やシステム復旧の流れを手順化したＣＳＩＲＴ運用マニュアルを策定します。また、サイバー攻撃による個人情報の漏えいやシステム障害などを想定した訓練を行い、インシデント発生時に的確に行動できる体制づくりをめざします。
39	ＡＩ等最新の情報セキュリティ技術の検討	高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対して、情報セキュリティ対策の重要な要素である「予防」「検知」「対処」の各フェーズにＡＩを活用する研究が進められています。例えばＡＩがサイバー攻撃のデータを機械学習することで、攻撃の検知・解析を自動化し、対応策を導き出すなどの技術開発が行われています。 多様なサイバー攻撃への迅速な対応を可能とするため、情報収集や新たな技術の実証等のセキュリティ対策に取り組みます。

情報化指針１　区民サービス向上のための情報化の推進

施策（１）:「新しい生活様式」に対応した質の高い行政サービスの実現

◆ 施策の方向性

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」を実践しながら社会・経済活動を維持していくためには、デジタル化・リモート化を前提とした新しい業務やサービス提供のあり方を確立する必要があります。窓口混雑による密集・密接を回避するために、行政手続のオンライン化、キャッシュレス化やイベント等のオンライン配信に取り組みます。

取組１　行政手続のオンライン化【継続】

◆ 事業概要

区は、区民の利便性向上や区の業務効率化を図るため、パソコンやスマートフォンにより特別区民税･都民税など公金の口座振替の登録ができるサービスを導入しています。

電子申請サービスの拡充や電子決済の導入など、ＩＣＴを活用し、来庁することなく必要な手続ができる行政手続のオンライン化をさらに進めます。

また、電子申請件数の増加に対応するため、電子申請データを業務システムに連携する仕組みを導入します。

◆ 期待する効果

- いつでもどこでも行政手続が可能になることにより、区民の利便性が向上します。
- 申請手続等の簡素化、合理化及び迅速化を実現します。

港区で電子申請が可能な手続一覧（令和２年11月２日現在）

くらし・手続き
飼い犬の死亡届
住居表示変更証明書交付申請
後期高齢者医療保険料納付状況確認書交付申請
国民健康保険料納付状況確認書交付申請
クリーニング所廃止届
〔食品衛生〕営業報告書（許可を要しない営業）
〔食品衛生〕確認状況報告書（認定小規模食鳥処理業者）
〔食品衛生〕行事開催届（臨時出店者として出店する場合）
食品衛生責任者変更届
生食用かき取扱い届書
美容所廃止届
理容所廃止届
廃棄物管理責任者選任届
リユース食器等使用計画書

子ども・家庭・教育
子ども医療証交付申請
子ども医療証再交付申請
子ども医療証の氏名変更、住所変更等の届出
子ども医療証の受給事由消滅の届出
児童手当等の額の改定の請求及び届出
児童手当等の寄附の申出
児童手当等の寄附変更等の申出
児童手当等の現況届
児童手当等の氏名変更、住所変更等の届出
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当等の受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
児童手当等の受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
児童手当等の受給事由消滅の届出
出産費用の助成
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（家事援助）
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（育児援助）
未支払の児童手当等の請求
子どものための教育・保育給付認定の申請
保育施設等の現況届（子どものための教育・保育給付認定現況届）
保育施設等の利用申込
幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請
妊娠の届出

防災・生活安全
家具転倒防止器具等の助成
高層住宅への防災資器材助成
中層住宅へのエレベーターチェア及び備蓄品の助成
防災用品あっせん事業（高齢者・障害者・妊産婦）
防災ラジオ等配付申請書

健康・福祉
高齢者紙おむつ給付
高齢者救急通報システム利用申請
高齢者コミュニティバス乗車券発行申請
高齢者寝具乾燥等消毒
高齢者日常生活用具給付申請
高齢者徘徊探索支援
高齢者配食サービス利用申請
高齢者配食サービス変更届
高齢者福祉キャブ、緊急移送サービス
高齢者訪問電話申請
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業申請
高齢者無料入浴券申請
高齢者理美容サービス
認知症高齢者等おかえりサポート事業登録申請
介護保険給付の支払一時差止に係る弁明書の届出
介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）に係る弁明書の届出
介護保険サービス利用者負担額の助成
介護保険被保険者証の再交付申請
介護保険負担限度額認定申請
介護保険負担割合証の再交付申請
介護保険ホームヘルプサービス等の利用者負担額の助成
介護予防サービス計画作成依頼（変更）の届出
過誤申立書
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
居宅サービス計画作成依頼（変更）の届出
高額介護（介護予防）サービス費の支給申請
納付状況確認書の発行申請〔介護保険〕
要介護・要支援認定の申請
要介護・要支援更新認定の申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請
障害者紙おむつ給付
障害者救急通報システム利用申請
障害者コミュニティバス乗車券発行申請
障害者寝具乾燥等消毒
障害者徘徊探索支援
障害者配食サービス利用申請
障害者配食サービス変更届
障害者福祉キャブ、緊急移送サービス
障害者無料入浴券申請
障害者理美容サービス
定期予防接種実施依頼書の交付申請（23区外で接種希望の人）
みなと受動喫煙防止対策店認定事業

区政情報
情報公開請求
入札
入札参加資格申請審査等
不在者投票の投票用紙の請求

取組２　キャッシュレス決済の推進【新規】

◆ 事業概要

区は、特別区民税・都民税（普通徴収）、軽自動車税及び国民健康保険料の納付について電子マネーによるキャッシュレス決済を導入しています。

来庁することなく決済可能な環境や来庁時におけるキャッシュレス決済が可能な環境を拡充するため、証明書等の発行手数料、施設使用料等、現行の決済手段が現金のみの区有施設・窓口について、電子マネー等による決済が可能となる環境を整備します。

◆ 期待する効果

- 現金以外の決済手段を導入することで、選択肢が増え、区民の利便性が向上します。来庁せずに必要な行政手続ができるようになります。

取組３　ＩＣＴを活用した手続案内と窓口の実現【継続】

◆ 事業概要

区民等がパソコンやスマートフォンの画面から、個々の状況に応じた手続について、自宅等から事前に確認できるとともに、来庁時に複数の申請書を一括で作成することが可能となる窓口総合支援システムを導入し、効率的な窓口を実現します。

◆ 期待する効果

- 申請書や届出書の作成にかかる区民等の負担を軽減します。
- ライフイベントに伴う届出や子ども、高齢者、障害者等の福祉関連の必要な手続について、生活の状況に合わせて案内できます。
- 窓口での待ち時間を短縮し、混雑を緩和します。

窓口総合支援システム導入で実現する手続のイメージ

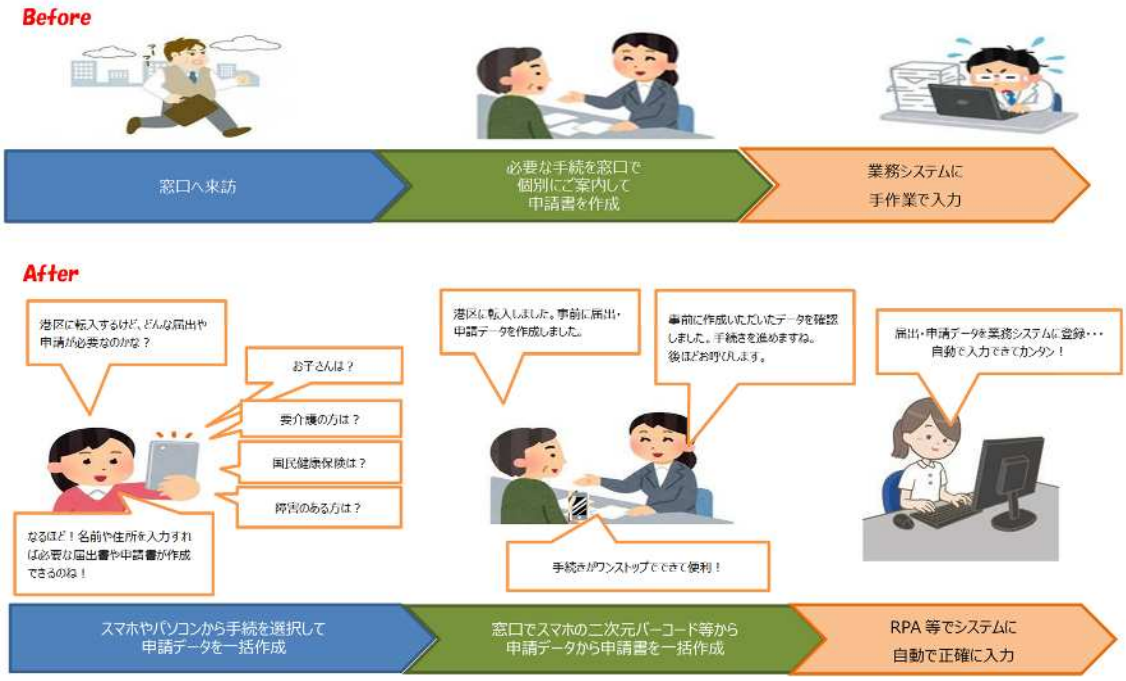

取組４　イベントや相談等のオンライン活用【新規】

◆ 事業概要

消費者教室の講義内容について、一定期間インターネットを通じて受講者限定で配信します。

また、各種相談、生涯学習講座、スポーツ教室や介護予防事業など、区民等が実施会場に来場せずとも、気軽に参加したりサービスを受けたりできるよう、オンラインによる講座等を積極的に実施します。

・消費者センター教養講座
・商工相談
・みなとプレママ応援事業
・生涯学習に関する講座
・スポーツ教室
・介護予防事業

◆ 期待する効果

- 時間や場所の制約なく講義等に参加できます。
- 自宅に居ながらウェブ講座の受講や経営に関する相談ができます。
- 医師から安静の指示が出ているなど、保健所に来所できない妊婦の方も助産師等と面接ができます。

取組５　福祉相談の強化【新規】

◆ 事業概要

福祉に関するあらゆる相談に対応するため、各総合支所に福祉総合窓口を設置し、相談機能を強化します。

地域における関係機関等との連携を強化して、ダブルケア※などの複合的な課題に対応する包括的な相談体制を整備するために、相談内容等を総合支所間等で共有できる相談記録システムを導入し、世帯ごとの課題を総合的に把握できるカルテのように活用します。

◆ 期待する効果

- 総合支所間等で情報を共有することで、多様で複雑化した福祉課題への支援をより迅速に対応できます。
- 子育てや介護などについてそれぞれの分野の窓口へ行くことなく１か所の窓口とすることができます。

施策（２）：ＡＩ等の先端技術を活用した区民サービスの向上

◆ 施策の方向性

身の回りのモノがネットワークにつながる中で、ＡＩによる機械学習、クラウドやビッグデータなどのデジタル技術を活用するなど、データの利活用に取り組むことにより、より便利で使いやすい区民サービスの提供を進めます。

また、デジタル化に取り残されることがないよう、高齢者、障害者、外国人、子ども、子育て世代など、あらゆる人にやさしく便利な区民サービスの提供を進めます。

取組６　ＡＩ・ＩｏＴを活用した区民サービスの提供【継続】

◆ 事業概要

様々な人が必要な情報をより迅速かつ正確に入手できるチャットボット等を積極的に活用していきます。

また、センサー技術によりデータをインターネット経由で受け取り利用するＩｏＴ（モノのインターネット）の導入を検討し、区民サービスの向上を図ります。

◆ 期待する効果

- チャットボットの導入により、開庁時間にかかわらず区民からの問合せに迅速に対応できます。
- ＡＩやＩｏＴを区民サービスに導入することで、事務処理を迅速かつ正確に行うことができ、サービスの量や質が向上します。
- ＩｏＴを活用した見守り等、安全で安心なサービスを提供します。

取組７　子育て支援に関する情報発信の充実【新規】

◆ 事業概要

母子保健法に基づく紙の母子健康手帳を補完し、母子の健康管理に役立てるため、母子健康手帳の記録をデータで保管し、ＡＩによる予防接種のスケジュール管理支援や子育て支援情報を提供するみなと母子手帳アプリを導入しています。

保健所で行っている乳幼児健診及び歯科検診等についても、みなと母子手帳アプリと連動した予約システムを導入しています。

さらに、保育園入園前や入園後に必要な情報を簡単に調べたり、区からの新着情報を受け取ったりできる機能を追加します。

◆ 期待する効果

- 子育てに必要な情報の管理が容易になります。
- 入園申請の手続について、条件に応じた必要な書類を自宅に居ながら簡単に調べることができます。

みなと母子手帳アプリ

取組８　廃棄物処理に関する各種手続のＩＣＴ化【新規】

◆ 事業概要

無料通話アプリを用いた粗大ごみの申込、支払やＡＩチャットボットによる問合せ対応など、廃棄物処理に係る各種手続にＩＣＴを活用し、利用者が外出せず、時間を選ばずに、キャッシュレスで便利に手続ができる仕組を構築します。

◆ 期待する効果

- ＩＣＴの導入により、廃棄物処理の各種手続が容易になります。

取組９　先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化【新規】

◆ 事業概要

ＡＩ技術等の活用による空調等の設備機器の効率的制御について、実証実験を行った後、本格導入に向けた検討を進めます。

◆ 期待する効果

- 区有施設への空調管理等ＡＩの導入により、効率的に区有施設からの二酸化炭素排出量削減や、継続的な省エネルギー化を実現します。

取組 10　港区版ＭａａＳ※の検討【新規】

◆ 事業概要

ＭａａＳ（Mobility as a Service）は、スマートフォンアプリにより、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。

港区において、港区版ＭａａＳの導入に向けた検討を進めるため、モデル地区で民間活力を活用した実証実験に取り組みます。

◆ 期待する効果

- ＭａａＳアプリを導入することで、キャッシュレス化を促進し、移動の利便性が向上します。
- 都市部における渋滞緩和や環境負荷の軽減につながります。

ＭａａＳの概要

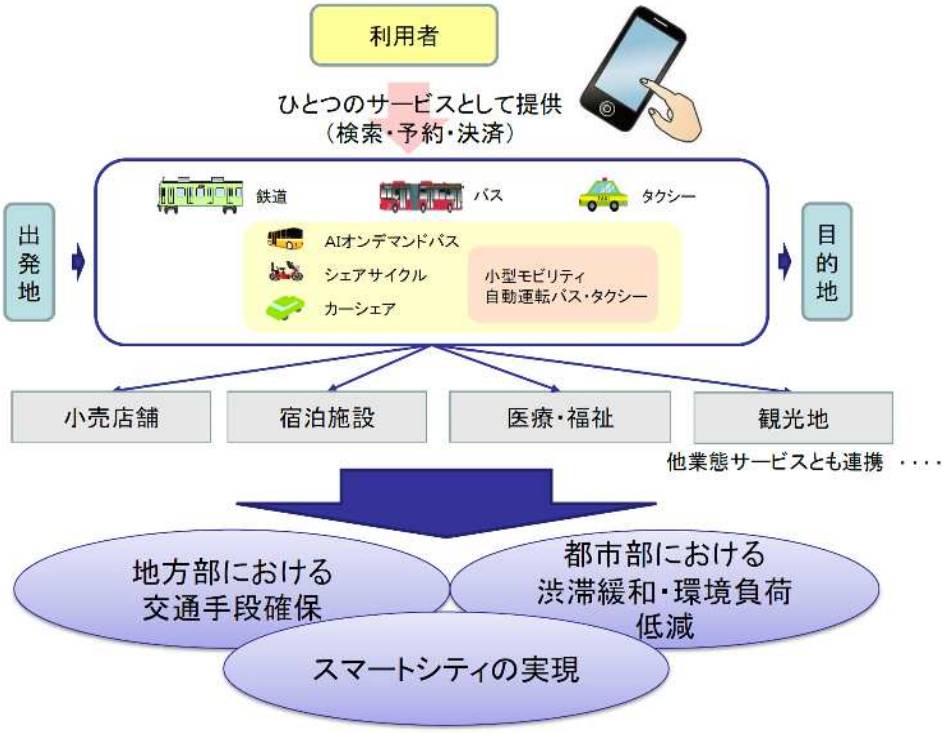

出典：国土交通省「日本版ＭａａＳの実現に向けて」

取組 11　ＩＣＴを活用した広聴手法の充実【新規】

◆ 事業概要

区民が区ホームページにアクセスして区政への意見や提案を送る従来の広聴手法に加え、スマートフォンのＳＮＳ※アプリを用いて区に意見や提案を送る仕組みを検討します。

◆ 期待する効果

- 多くの区民が利用するスマートフォンのＳＮＳアプリを活用することで、区民との接点が更に拡大します。
- 区民が意見や提案を区に容易に送ることが可能になり、区政に参画しやすくなります。
- 区に意見や提案が届きやすくなることで、地域の新たなニーズを的確に把握し、迅速に区政に生かすことができます。

取組 12　災害時におけるＩＣＴの活用【新規】

◆ 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、特定の避難所への避難者の集中を避けるため、避難状況等を区民に的確に伝える「港区避難所開設状況システム」を整備します。

また、「港区防災アプリ」と連携し、災害時において区民に必要な災害関連情報をプッシュ型配信※する体制を強化します。

◆ 期待する効果

- 「港区避難所開設状況システム」で避難所の状況を時点毎に発信することで避難所の混乱を防ぎ、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を実現します。
- 港区防災アプリ等との連携により、区民がスマートフォンなどで速やかに災害関連情報を入手し、安全かつ適切に避難行動をとることができます。

開設状況イメージ

経路案内イメージ

取組 13　区民と協働した道路管理【新規】

◆ 事業概要

東京都と連携し、区民等が道路の損傷や不具合を簡易に通報できるシステムの試行運用を行っています。

運用状況を見ながらシステムの本格導入を検討します。

◆ 期待する効果

- 区内の道路の迅速な補修や適切な管理を実現します。
- 区民と協働した道路管理が実現できます。

東京都が試行する道路通報システムの対応フロー（イメージ）

出典：東京都「「My City Report for citizens 市民投稿アプリ」について」

施策（３）：子どもたちの創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現

◆ 施策の方向性

子どもたちが豊かな創造性を備え、情報活用能力を身に付けることができるように、特別な支援を必要とする子どもを含め、子どもたち一人ひとりの理解に合わせて個別最適化された授業やオンラインの充実により、子どもたちの確かな学びを保証する教育ＩＣＴ環境を実現します。

また、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン教育を推進します。学校における働き方改革や生涯学習・社会教育についても、ＩＣＴを活用することにより、より良い環境の整備を進めます。

取組 14　学校の情報化の推進【継続】

◆ 事業概要

児童･生徒１人に１台のタブレット型端末等を配備するＧＩＧＡスクール構想を実現するため、オンライン学習の実施やデジタル教科書の活用を推進します。

また、電子黒板を活用した教員の授業の活性化や校務支援システムなどを有効活用した教員の校務負担軽減に取り組みます。

さらに、ＩＣＴ機器を効果的かつストレスなく使用するためのＩＣＴ環境整備の強化、学校で安全・安心にＩＣＴを利用するための情報セキュリティ体制の確保に取り組みます。

◆ 期待する効果

- ＧＩＧＡスクール構想の実現により、児童・生徒に１人１台配備したタブレット型端末を活用して、児童・生徒の情報リテラシーを育み、多様な学びを支えます。

- 児童・生徒の「主体的に学習に取り組む態度の育成」「学習内容への深い理解の促進」「思考力・判断力・表現力等の育成」を推進することで、学力及び情報活用能力が向上します。

学校教育推進計画　体系図

夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども

基本目標１　「徳」「知」「体」を育む学びの推進

（１）豊かな心の育成
（２）確かな学力の育成
（３）健やかな体の育成
（４）インクルーシブ教育の推進

基本目標２　未来を切り拓いて生き抜く力の育成

（１）未来を創造する力の育成
（２）幼・小中一貫教育の推進
（３）地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進
（４）相談体制の充実

基本目標３　地域社会と連携した教育の推進

（１）様々な団体との協働・連携による教育の推進
（２）国際社会に対応する教育の推進

基本目標４　学びを支える教育環境の整備

（１）学校の教育力の向上
（２）安全・安心で魅力ある教育環境の整備

取組 15　図書館サービスの推進【継続】

◆ 事業概要

区立図書館のあり方やサービス方針を示す「港区立図書館サービス推進計画」では、ＩＣＴを活用した図書館サービスの推進を掲げています。

区立図書館利用者へのサービス向上のため、電子書籍サービスを導入し図書館システムと連携することで、検索機能や貸出機能を利用できます。

また、令和４（2022）年４月に芝五丁目複合施設に移転を予定している新三田図書館に、座席予約システム、予約資料受取棚や自動返却機を設置し、順次、他の区立図書館への導入を進めます。

◆ 期待する効果

- 電子書籍サービスの導入により、利用者は場所や時間にかかわらず図書館資料の利用ができます。
- 座席予約システムの導入や資料の貸出・返却の自動化により、区立図書館の利便性が向上します。

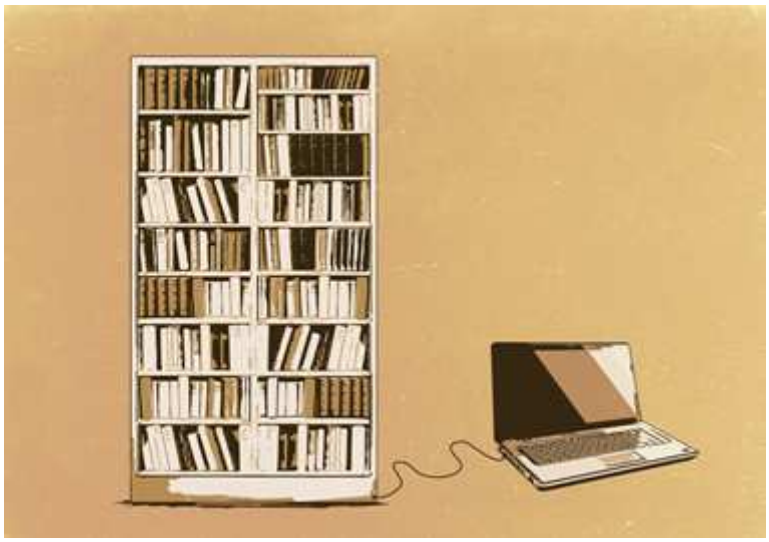

取組 16　自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開　【継続】

◆ 事業概要

区内の自然・歴史文化資源に、誰もが容易にかつ楽しく触れることができるよう、文化財や郷土資料の画像をデジタル形式で保存し、インターネットを通じた公開を推進するとともに、コンテンツ※を拡充します。

◆ 期待する効果

- デジタル形式で資料の保存・公開を推進することで、貴重な区の自然・歴史文化資源の破損や劣化を防止し、誰もが容易に利用することができます。
- 展示スペースに展示しきれない資料もインターネットを通じて、より多くの利用者がいつでも閲覧できるようになります。

港区立郷土歴史館

情報化指針２　情報発信と協働促進に向けた情報化の推進

施策（１）：区民一人ひとりとのコミュニケーションの向上

◆ 施策の方向性

人々が情報を入手する方法は多様化しており、より効率的かつ効果的に区政情報等を提供するためには、アプリやＳＮＳ、デジタルサイネージ※等のＩＣＴの活用が不可欠です。

そのため、区民や来訪者がどこにいても、一人ひとりのニーズに合わせた区政情報等がスムーズに提供できるよう、より便利で使いやすい情報発信の取組を進めます。

デジタルマーケティング※の手法を活用することにより、日本全国及び世界に向けて、港区の魅力を発信します。

取組 17　デジタルサイネージを活用した区政情報の発信【継続】

◆ 事業概要

デジタルサイネージを区有施設に設置し、区政の動きや地域の情報、国内外に向けたシティプロモーション※情報を発信するとともに、緊急・災害情報や安全・安心に関する情報を、多言語で迅速に提供します。

さらに、民間事業者との連携により、駅前の大型ディスプレイ、商業施設、病院、ホテル等、新たな設置場所を検討し、デジタルサイネージを活用した情報発信を進めます。

◆ 期待する効果

- 区ホームページと自動連携することで情報を一元管理し、効率的に情報を提供できます。

- 防災情報メールや緊急情報配信システムと自動連携することで、災害情報や緊急情報を迅速に提供できます。
- 区内の民間事業者と連携することで、より広く、区民等に区政情報を発信できます。

区有施設に設置したデジタルサイネージ

取組 18　デジタルを活用した観光情報の発信【継続】

◆ 事業概要

港区の多彩な観光資源の魅力を効果的に発信するため、デジタルサイネージや区ホームページ、ＳＮＳ等を積極的に活用するほか、観光関係事業者と連携した観光コンテンツの作成と発信を推進します。

◆ 期待する効果

- 国内外からの観光客が分かりやすく快適にまちを歩くことができるようになります。
- 国内外からの観光客がリアルタイムかつ多言語で、観光情報を入手できるようになります。

取組 19　ＡＩを活用した情報発信【新規】

◆ 事業概要

区民等からの問合せに 24 時間 365 日対応できるように、区ホームページ上にＡＩチャットボットを表示し、ＡＩを活用したチャット形式で自動回答するとともに、区ホームページを自動翻訳する等、ＡＩを活用した情報発信を行います。

◆ 期待する効果

- ＡＩチャットボットの表示により、24 時間 365 日、来庁せずに問合せができ、いつでも必要な区政情報を得ることができます。
- ＡＩの導入により、利用に応じた回答や自動翻訳等の精度が向上します。

ＡＩチャットによる情報発信

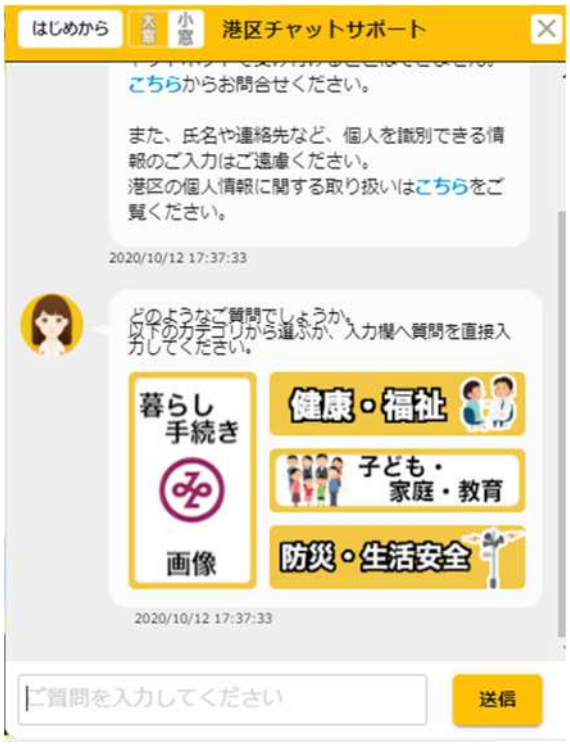

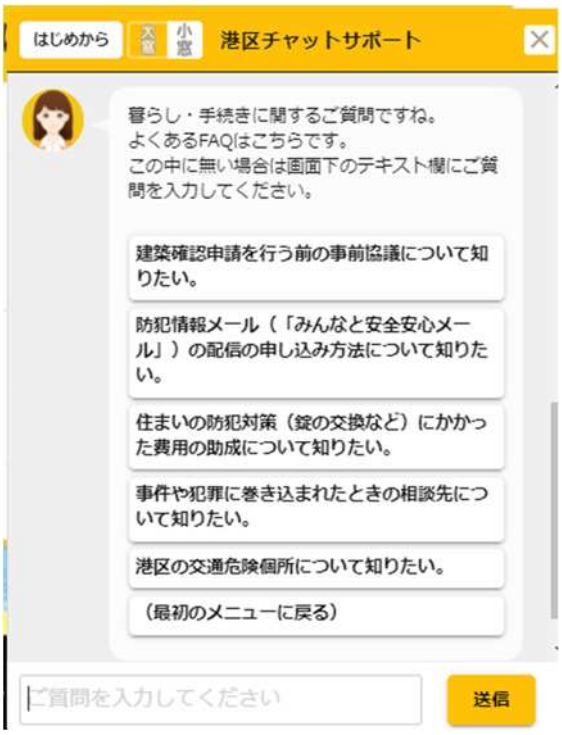

取組 20　区政情報のプッシュ型配信【新規】

◆ 事業概要

区の取組や緊急・災害情報を多くの区民等に、即時及び直接届けることができるプッシュ型配信のＳＮＳアプリ「ＬＩＮＥ」を活用し、区政情報を発信します。

◆ 期待する効果

- ＬＩＮＥによるプッシュ型配信により、必要な人に必要な情報を提供できます。
- 登録した方は区ホームページでのイベント情報や緊急・災害情報を区が配信した場合に、即時にＬＩＮＥで情報を知ることができます。

港区のＬＩＮＥ配信（イメージ）

取組 21　障害者バリアフリー推進事業【新規】

◆ 事業概要

視覚障害者や聴覚障害者など、障害の特性により、紙媒体での情報が伝わりにくい障害者のために、モバイルによる情報通信環境を整え、プッシュ型で情報を配信します。ＩＣＴ機器を所有していない障害者に対しては、タブレット型端末を貸出しすることにより、情報格差に対応して利用環境を整えます。

また、通勤が難しい重度障害者でも在宅から操作できる分身ロボットを活用した新たな働き方をＰＲすることで、重度障害者の就労機会を拡大します。

◆ 期待する効果

- 広報みなと、区ホームページに加え、障害者用のアプリを利用し、日々刻刻と更新される情報を迅速かつ分かりやすく届けることができます。
- タブレット型端末の貸出により、これまでＩＣＴ機器を使用してこなかった障害者が、即時に区の情報を知ることができます。
- 分身ロボットを活用することで、重度障害者の就労機会の拡大につながります。

取組 22　子どもが相談しやすい体制の充実【新規】

◆ 事業概要

子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等で、子ども自らが相談できる相談先の周知や、臨床心理士等の派遣などを行います。

また、子ども自身が、スマートフォンやパソコン等から、いじめや虐待、友人関係及び学業等についての悩みや心配事などを 24 時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」を活用し、子どもが安心して相談できる体制を充実します。

◆ 期待する効果

- 子どもが安心して相談できる体制を充実させることにより、子どもの悩みや心配事等に対し迅速な対応ができます。

みなと子ども相談ねっと

取組 23　子育て情報提供の充実【新規】

◆ 事業概要

子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るとともに、各家庭の多様なニーズに対応するため、乳幼児一時預かり等の空き情報や予約システムの導入など、利用しやすい仕組みを推進します。

また、子育てハンドブックの電子ブック化とメールマガジン「きらっと☆」や「港区出産・子育て応援メール」の配信により、子育て情報を発信します。

◆ 期待する効果

- 子育てに必要な情報を知ることができます。
- 子どもの一時預かりなどの空き情報の確認や予約ができることで、利用しやすくなります。

施策（２）：産学官連携の推進

◆ 施策の方向性

区に数多くの事業者や教育機関が立地している地域特性を活かし、区はＩＣＴ分野における産学官連携を進めています。

また、区は全国の自治体との共存・共栄を目的として、全国連携の取組を進めています。

全国連携を更に強化し、区民サービスや区政運営の向上へつなげるために、これらの動きを加速し、「民間の力」「大学の力」との連携を進めます。

取組 24　ＭＩＮＡＴＯ　５Ｇ　カンファレンス※【新規】

◆ 事業概要

民間事業者、教育機関や区が参加する産学官連携により、地域における５Ｇの活用検討を協議会形式で実施します。

防災・教育・福祉・観光・生涯学習分野など、区が５Ｇを活用することで実現したい姿や解決したい課題を提示し、民間事業者や教育機関からの活用アイデアや技術提案を検討することで、具体的な５Ｇ活用事業の創出につなげます。

◆ 期待する効果

- 産学官の多角的な視点からの検討により、地域の課題解決や豊かな区民生活の実現を可能とする最新の技術提案や多角的なアイデアを生み出します。

次世代移動通信システム（５Ｇ）の活用促進に向けた連携協定

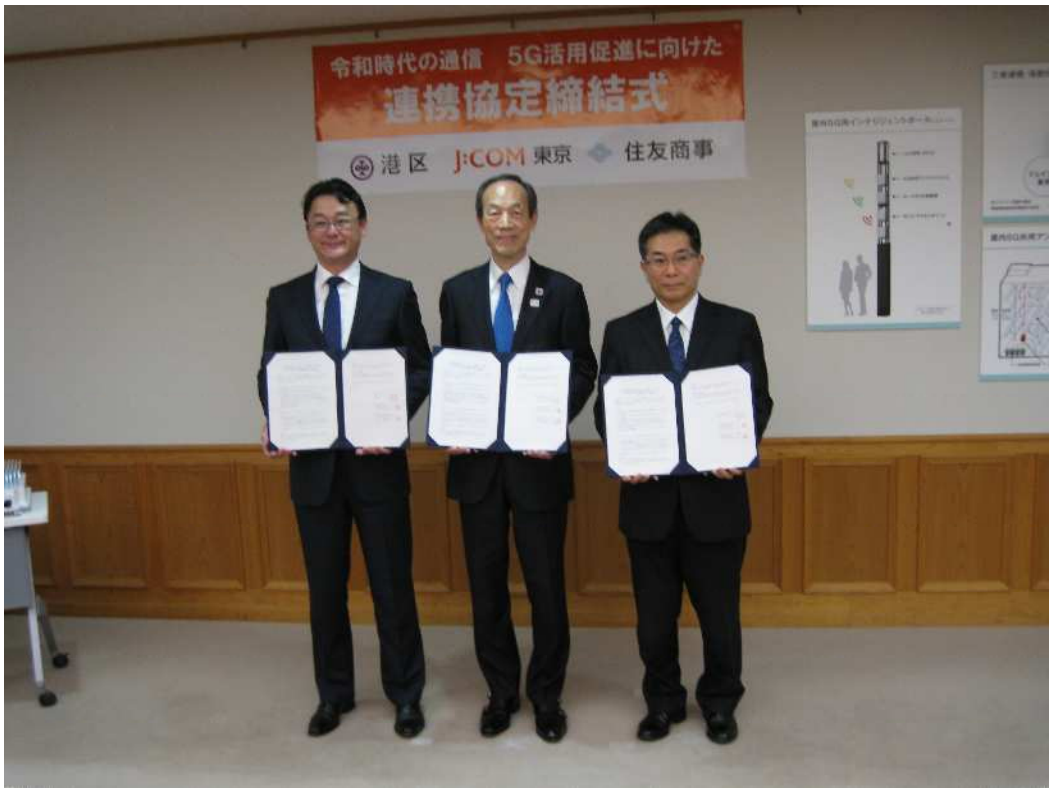

取組 25　ＩＣＴパートナーシップ【継続】

◆ 事業概要

企業や教育機関、ＮＰＯ法人等の民間団体の持つ知識や先端技術等の強みを最大限に生かした取組を民間団体との協働により推進し、ＩＣＴを活用して区の課題解決につなげます。

◆ 期待する効果

- 港区ならではの地域の力を生かし、多様な主体と手を携えＩＣＴの活用を進めることができます。
- 地域に根差した多様な主体の知識、ノウハウにより、地域の課題に対して迅速かつ適切に対応、解決できるようになります。

取組 26　全国連携の推進【新規】

◆ 事業概要

全国各地域とともに成長・発展することによる共存・共栄の推進を図るため、区有施設で実施していた連携自治体との交流イベント等のオンライン実施を検討します。

区と全国自治体とのコミュニケーションの円滑化を目的として創設する「(仮称)全国連携ネットワーク」で、自治体専用のコミュニケーションツールを活用した日常的な情報共有及び意見交換を行います。

港区のＩＣＴ活用事例について、各自治体等からの見学や講演の依頼に積極的に対応し、区のＩＣＴ活用の取組を全国に発信します。

◆ 期待する効果

- 自宅にいながら気軽に区の全国連携の取組に参加できます。
- 自治体専用のコミュニケーションツールで自治体職員が情報及び意見を交換することにより、経験やアイデア、課題解決の仕組みを自治体間で共有します。
- 全国自治体におけるＩＣＴの導入推進に貢献します。

施策（３）：官民データ活用の推進

◆ 施策の方向性

港区が保有する行政情報をオープンデータとして公開し、民間事業者等が複数の行政機関や民間のデータ等と有機的に組み合わせてアプリ等を開発することで、区民の利便性の向上や災害時に有用なサービスの提供に結びつけます。

取組 27　オープンデータ活用の推進【継続】

◆ 事業概要

区が保有する行政情報の二次利用を目的として、行政情報をコンピュータが判読しやすい形式に加工のうえ「港区オープンデータカタログサイト」上で公開します。

公開したオープンデータを区民や事業者が活用してアプリ等を開発することで、区民サービスの向上や災害時に有用なサービス等の提供、行政の透明化、区内産業の振興などに結びつける、オープンデータ活用の取組を推進します。

◆ 期待する効果

- 区民や事業者がオープンデータを活用することにより幅広いサービスが生まれ、区民利便性の向上や生活の安全、地域経済の活性化をもたらします。
- 区政情報が活用され区民等が区政への関心を高めることにより、区政への住民参加につながります。

情報化指針３　効率的な区政運営のための情報化の推進

施策（１）：デジタル社会に向けたデータ利活用の推進

◆ 施策の方向性

区が保有する行政情報を分析し部局･分野横断的に政策立案のために活用することで、区民サービスの向上や業務改革につながる取組を進めます。

取組 28　行政情報分析基盤の活用【新規】

◆ 事業概要

区が保有する住民基本台帳情報を個人が特定できない統計データに加工し、庁内において政策立案の基礎資料として活用する行政情報分析基盤システムを導入しています。システムから出力されるデータを分析し、庁内で活用します。

◆ 期待する効果

- 区が保有する行政情報を適正に活用して政策立案や地域課題解決手法を立案することで、区民サービスが向上します。

取組 29　財政運営の透明化【継続】

◆ 事業概要

区は地方公会計の標準ソフトウェアを使用して公会計制度改革に取り組んできましたが、新たに日々仕訳を導入し、財務データを予算編成、執行管理等に活用できるよう財務会計システムと連携した新公会計システムの開発を進めます。

財務データについては、施設別、事業別等の分析用の帳票及び財務書類分析の指標などを出力し、区政運営に活用します。

◆ 期待する効果

- 日々仕訳を導入することにより情報を即座に把握することが可能となります。
- 多くの帳票や指標の出力を行い分析することで財政運営の透明化を進め、より一層適正な区政運営を実現します。

施策（２）：利便性の高い区民生活を実現する第５世代移動通信システム（５Ｇ）の通信基盤整備

◆ 施策の方向性

第５世代移動通信システム（５Ｇ）による超高速通信・超低遅延通信・多数同時接続の機能を活用し区民サービスの向上を実現するために、５Ｇ通信基盤を新たに整備することが必要です。全国に先駆けて令和２（2020）年１月に民間事業者２社と結んだ５Ｇの活用促進に向けた連携協定を活用し、複数の携帯電話事業者が基地局を共用する「基地局シェアリング」の官民連携の取組や、「ローカル５Ｇ」の活用に向けた検討を進めます。

取組 30　利便性の高い区民生活を実現する５Ｇの通信基盤整備【新規】

◆ 事業概要

先端技術を様々な行政サービスに活用できるオンライン環境を整えるため、区内において誰もが５Ｇの通信サービスをあまねく受けられるよう基盤整備を積極的に進め、便利で快適な区民生活の実現につなげます。

携帯電話事業者（キャリア）５Ｇ基地局の整備促進に向けて、基地局を整備することが可能な区有施設等の情報を公開するなど、区内での５Ｇ通信環境の早期普及をめざします。

また、防災、観光、福祉、教育、生涯学習、広報等の分野で活用可能なローカル５Ｇ環境についても整備を検討し、５Ｇを活用した実証実験を行う等、行政サービスへの導入に向け、積極的に取り組みます。

◆ 期待する効果

- 最先端の移動体通信規格※である５Ｇの基盤整備により、誰もが利便性の高い５Ｇの通信サービスを受けることができ、区民の生活がより豊かに、より便利に変わります。

施策（３）：働きやすい職場づくりに向けた業務効率化・適正化の推進

◆ 施策の方向性

「みなとワークスタイル宣言」に基づき、超過勤務の縮減、原則定時退庁、有給休暇の計画的な取得による職員の働きやすい職場づくりに向けて、庁内のフリーアドレス化、ペーパーレス・押印の省略に向けた取組、ＡＩやＲＰＡ等のＩＣＴを活用した業務の効率化や適正化に向けたシステム環境整備を進めます。

さらに、効率的で安定したシステムの運用を支えるため、庁内の通信回線やネットワークなどを強化します。

また、新しい生活様式の実現に向けてテレワークやリモートワークへ対応するためのシステム環境整備を進めます。

取組 31　ＲＰＡ等のＩＣＴを活用した業務効率化の推進　【継続】

◆ 事業概要

区は、業務システムへのデータ入力等を自動で処理する業務自動化ツール（ＲＰＡ：ロボティック・プロセス・オートメーション）の庁内業務への適用拡大を進めるとともに、職員だけでなく外部機関とも連携可能なウェブ会議サービスの利用を開始する等、ＩＣＴの活用により業務の効率化を進めることで「働きやすい職場づくり」を推進するとともに効率的な区政運営に努め、区民サービスの向上に取り組みます。

◆ 期待する効果

- ＲＰＡの導入により、職員が手作業で行っていた定型的・反復的な業務を自動化することで職員業務所要時間を削減し、働きやすい職場づくりを進めるとともに、削減された時間を職員でなければ担えない業務に充当することで、区民サービスが向上します。
- ＲＰＡにより業務システムへ自動でデータを入力することで、手作業による入力ミスが減少し、適正かつ効率的に事務を行います。
- 外部機関とも通信可能なウェブ会議サービスを活用し、会議室等に一堂に会さずに事業所や教育機関等とオンラインでの会議を開催することで、移動時間が不要になります。

ＲＰＡのイメージ

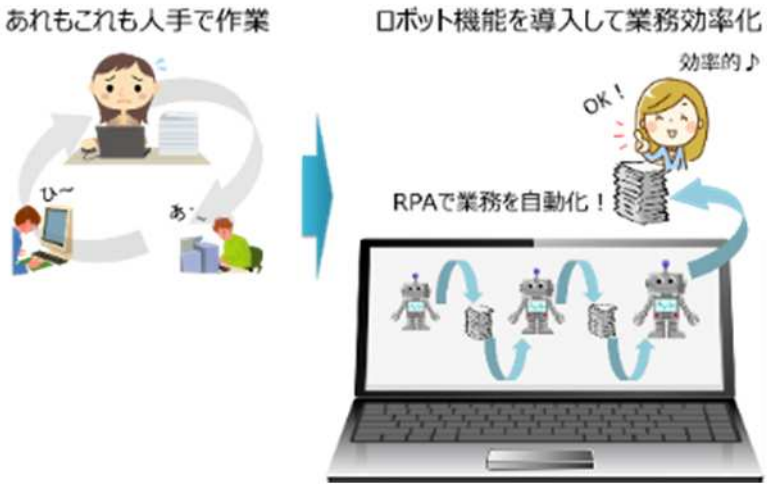

取組 32 テレワークの推進【新規】

◆ 事業概要

東京 2020 大会開催期間中の公共交通機関の混雑緩和対策、災害や感染症流行等の危機発生時の業務継続体制の確保のため、テレワークを推進します。

職員が外部から庁内ネットワークにアクセスすることができる仮想デスクトップ※の技術等を活用し、高いセキュリティを確保したテレワーク端末を庁内各部署に整備します。

また、在宅勤務のほか出張先での利用等に対応できるよう、ＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）※の導入を検討します。

◆ 期待する効果

- 自宅や出張先で庁内ネットワークへアクセスできるようになることで、危機発生時に安定的な業務継続を可能にするとともに通勤等の移動に係る負担を軽減し、育児や介護をしている職員をはじめとする職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組 33　庁内業務のＩＣＴ化の推進【継続】

◆ 事業概要

職員が場所を問わず文書作成用パソコンを利用できるよう、庁内の無線ＬＡＮ環境を構築しました。会議などで使う紙資料を電子化し、文書作成用パソコンで共有することによるペーパーレスの取組を進めています。

また、統合コミュニケーションツールの導入によりウェブ会議が可能となり、移動せずに会議に参加できることで、対面レスの実践と移動時間の短縮に効果を上げています。

タブレット型端末を廃止し、文書作成用パソコンで業務が行えるよう、ＩＣＴ化を推進します。

◆ 期待する効果

- 文書作成用パソコンを持ち歩いて業務をすることにより、業務に関係する職員と迅速・確実に情報共有ができるようになります。
- 資料を印刷する時間や紙の使用量が削減でき、業務の効率化や環境への配慮に繋がります。

取組 34 システムの標準化・クラウド化の検討【新規】

◆ 事業概要

スマート自治体の実現に向けて、住民記録システムをはじめとした情報システムについての標準化やセキュリティも踏まえた最適なクラウド化を検討します。

◆ 期待する効果

- システムの標準化を推進することで、システムのカスタマイズ※が減少し、コストが削減できます。
- クラウド化により機器等の購入経費が削減できます。

情報化指針４　信頼される情報化の推進

施策（１）：ＩＣＴリテラシーの向上

◆ 施策の方向性

ＩＣＴの目覚ましい進展の動きを的確に捉え、ＩＣＴの基礎的な知識や最新の動き、自治体・事業者等の官民問わず様々な分野で活用される事例について、職員向けの研修を継続的に実施します。

情報システムを利用し、より質の高い区民サービスを提供するためには、業務運用を行う各職員がそれぞれの業務での知識を深めるとともに、情報システムを適切に取り扱うことができるよう、情報セキュリティに係る知識も必要となります。区は、港区情報安全対策指針に基づき情報セキュリティ対策を継続して実施します。

取組 35　ＩＣＴリテラシー向上による人材育成【継続】

◆ 事業概要

職員向けにＩＣＴリテラシー研修（ＩＣＴリテラシー：ＩＣＴを活用する能力）を実施するとともに事業者から新技術に関する提案を受けることで、ＩＣＴの基礎的な知識やＡＩ、業務自動化、５Ｇ、ビッグデータの活用等最新のＩＣＴの動向について職員の知識を深めます。また、情報システムの安定的な運用を行うため、情報システムに携わる職員に対する研修を実施し、職員のシステムに関する知識を継承し、能力を向上します。

新型コロナウイルス感染症等に起因した差別発言や偏見等の差別意識が社会的に顕在化したことを踏まえ、ソーシャルメディア等による効果的な情報発信を行うにあたり、その利便性と危険性についての必要な知識を深め、関連法令や守秘義務を遵守し、基本的人権等への配慮を徹底することで、先端技術の活用を適切に進めます。

◆ 期待する効果

- ＩＣＴについての基礎的な知識や最新の技術を職員が継続的に学ぶことで、情報システムを安定的に運用することができるとともに、ＩＣＴの区政への活用に対する職員の意識改革を促すことにより、職員のＩＣＴリテラシーを向上します。
- ＩＣＴに関する情報を全庁で共有することで、ＩＣＴを区民サービスの向上と業務の効率化に迅速かつ適切に活用できます。
- 新型コロナウイルス感染症等に起因したソーシャルメディア等を利用した有害情報や誹謗中傷を未然に防止し、先端技術の適切な運用に対する意識を高めます。

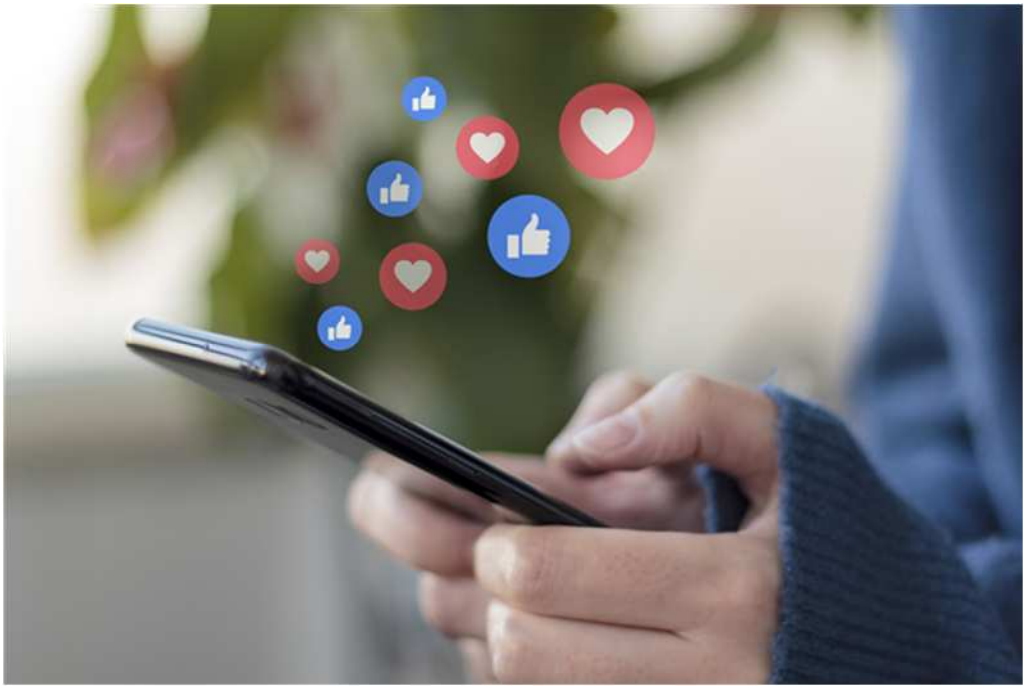

取組 36　情報セキュリティ知識の周知・徹底【継続】

◆ 事業概要

情報セキュリティを適切に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を全職員が十分に理解していることが必要です。そのため、毎年、管理職含む全職員のほか、区の業務を担う指定管理者や委託事業者に対しても情報セキュリティ研修を実施します。

また、個人情報保護に関する研修も全職員・業務の従事者に対して実施し、実際の個人情報漏えいの事例から事故原因の分析と再発防止策を学ぶことで、ヒューマンエラー防止の重要性を啓発します。

◆ 期待する効果

- 継続的な意識啓発・自主的なチェックを行い、全業務従事者の情報セキュリティの知識を高めることで、個人情報等を適正に取扱います。

セキュリティセミナーの様子

施策（２）：強靭な情報セキュリティ確保のための基盤・体制整備

◆ 施策の方向性

ＩＣＴの普及・発達により、利便性が向上する一方で、ネットワークを介した不正アクセスやコンピュータウイルス感染、情報漏えいといったＩＣＴに関する脅威が増大しています。情報安全対策の更なる強化・徹底を図るため、情報セキュリティ監査を毎年実施し、強靭な情報セキュリティを確保します。

情報セキュリティに関する事件・事故（インシデント）が発生した場合、情報セキュリティに関する統一的な窓口（ＣＳＩＲＴ）を整備し、様々な高度化する脅威に対して迅速に対応することで、区民から信頼される安心、安全なＩＣＴ環境を実現します。また、情報セキュリティインシデントや脆弱性の情報等を、国や東京都等と共有します。

区は、情報セキュリティ機器の設置・運用といった物理的な対策に加え、都道府県単位で設置される自治体情報セキュリティクラウドによる外部との通信常時監視といった運用面での対策、情報セキュリティセミナーや自主点検による人的な対策、セキュリティ統括責任者（ＣＩＳＯ※）による統制の体制を整備した組織的な対策により、情報セキュリティの確保を行っています。今後、更に高度化、巧妙化するサイバー攻撃等に対応するため、常に最新の情報セキュリティ技術について情報収集を行い、検討を進めていきます。

取組 37　情報セキュリティ監査【継続】

◆ 事業概要

情報安全対策の更なる強化・徹底を目的として、区及び指定管理者が管理する情報システムにおける情報セキュリティ対策について、港区情報安全対策指針及び実施手順に基づいて適切に管理・運用されているかを点検・評価します。

結果に基づき、問題点の確認や改善方法について、検討、助言、指導します。

監査での指摘事項を共有し、区の情報セキュリティ対策に反映します。

◆ 期待する効果

- 区及び指定管理者が管理・運用する情報システムについて、適切な情報セキュリティ対策が施され、適切に運用される状態を維持します。

取組 38　情報セキュリティインシデント発生時のＣＳＩＲＴの運用【継続】

◆ 事業概要

情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティに関する事件・事故（インシデント）が発生した場合、港区情報安全対策指針に基づき、セキュリティ統括責任者（ＣＩＳＯ）である副区長の下、システム統括管理者である情報政策課長が統一的な窓口（ＣＳＩＲＴ）を設置し、他団体への報告や情報の共有等、組織的なインシデント対応を行います。

インシデントが発生した場合の被害・影響を最小限にするため、庁内での連絡体制や外部の関係機関との連携、原因究明やシステム復旧の流れを手順化したＣＳＩＲＴ運用マニュアルを策定します。また、サイバー攻撃による個人情報の漏えいやシステム障害などを想定した訓練を行い、インシデント発生時に的確に行動できる体制づくりをめざします。

◆ 期待する効果

- 情報システムの所管部門とＣＳＩＲＴは、発生したインシデントの内容を正確に把握・分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止に向けて、迅速かつ的確に対応します。また、港区危機管理基本マニュアルに基づく危機管理の事故報告に加え、東京都のＣＳＩＲＴや総務省、内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）※など関係機関への報告、連携や他自治体との情報共有を行います。複雑・巧妙化するサイバー攻撃に対し、適切な情報セキュリティ対策を行うことにより、システム全体の社会的信頼を確保します。

取組 39　ＡＩ等最新の情報セキュリティ技術の検討【継続】

◆ 事業概要

高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対して、情報セキュリティ対策の重要な要素である「予防」「検知」「対処」の各フェーズにＡＩを活用する研究が進められています。例えばＡＩがサイバー攻撃のデータを機械学習することで、攻撃の検知・解析を自動化し、対応策を導き出すなどの技術開発が行われています。

多様なサイバー攻撃への迅速な対応を可能とするため、情報収集や新たな技術の実証等のセキュリティ対策に取り組みます。

◆ 期待する効果

- 最新の情報セキュリティ技術により、強靭かつ堅固な情報安全対策の体制を堅持し、区民の個人情報等、大切な情報資産を守ります。

第４章

計画の推進に向けて

目次

１　計画の推進体制　94
２　計画の進行管理　98
用語索引集　99
参考資料　109

第４章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

港区基本計画におけるめざすまちの姿である「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち･港区」の実現に向け､「第３章 港区の情報化施策」に示す 11 の施策を実現するため、以下のように検討・検証を進めていきます。

（１） 情報化推進のための全庁的な体制

港区情報化推進計画に示す施策を推進し、未来の姿を実現するためには、全庁一丸となった体制が必要です。

区はこれまで､「港区情報化推進体制の整備に関する要綱」(平成 25(2013)年３月制定）において、情報システム全体の最適化により効率的に行政運営を行い、安心で信頼される電子自治体を構築するため、最高情報統括責任者（ＣＩＯ※）に副区長を充て、体制を整備するとともに、港区情報安全対策指針（平成 15（2003）年８月策定、令和２（2020）年４月改正）において、副区長をセキュリティ統括責任者（ＣＩＳＯ）として情報セキュリティの推進体制を定め、情報化と情報セキュリティ確保に取り組んできました。

また、平成 25（2013）年度からは全庁的な視点で情報化を統括・推進するＣＩＯを補佐する情報政策監（ＣＩＯ補佐官）を設置しています。

これまで培ってきた情報化推進のための体制を今後も十分に活用するとともに、新たな課題にも迅速かつ適切に対応していきます。

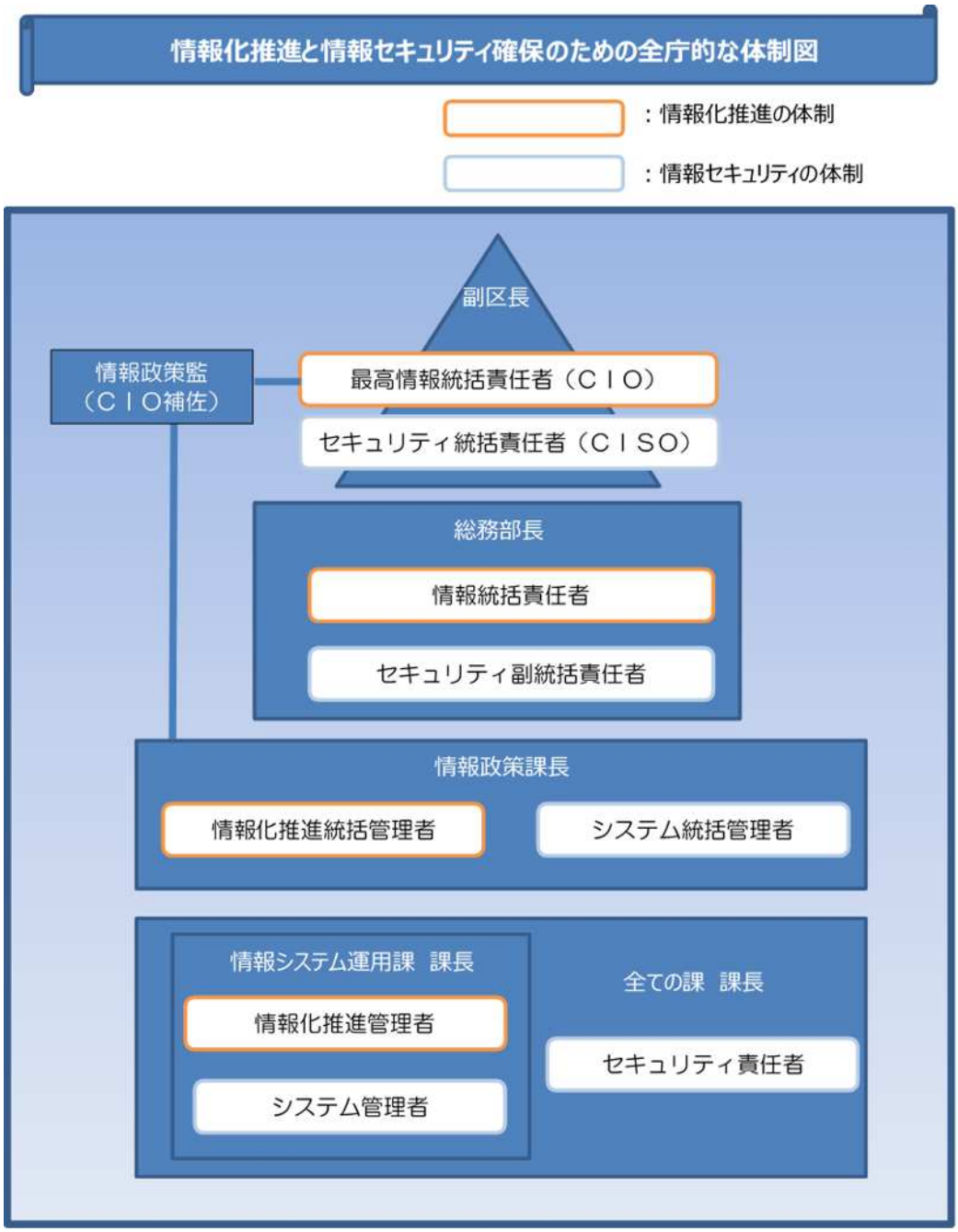

（２） 港区情報システム管理検討委員会

担任副区長を委員長とした「港区情報システム管理検討委員会」の下で計画の進捗管理と、必要に応じた見直しを行うとともに、ＩＣＴに関する学識経験者の専門的な立場から意見をいただき、計画を推進します。

（３） 港区情報安全対策指針

区民が安心して行政サービスを利用するためには､個人情報や区の情報システムが安全に管理されていることが不可欠です。そのため、区が収集・蓄積した情報を様々な脅威から守るべく、平成 15（2003）年８月に港区情報安全対策指針を策定し、体系的、総合的かつ継続的な情報セキュリティ対策を実施しています。

港区情報安全対策指針等の構図

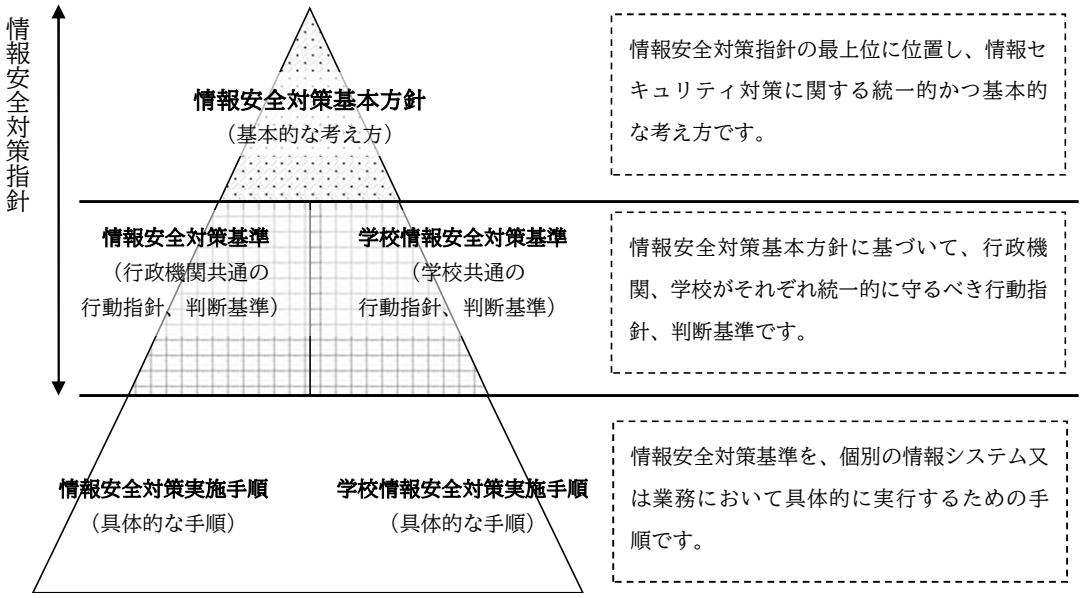

港区情報安全対策指針の具体的な運用内容

- セキュリティ責任者（各課長）への集合研修の実施
- セキュリティ推進担当者（各課庶務担当係長・各施設の長等）への集合研修の実施
- システム管理担当者（各課で所管しているシステムの管理担当者）への集合研修の実施
- 委託事業者・指定管理者への集合研修の実施
- 各所属における情報安全対策実施手順の作成(各所属及び個別システムごとに作成)
- 情報セキュリティ自主点検の実施（全課・指定管理者を対象）
- 港区情報セキュリティ監査の実施

（４）ＩＣＴ－ＢＣＰ※の推進

区では、港区業務継続計画【震災編】に基づき、災害時においても業務継続に必要な情報システムを確実に利用できるようにするため、主管課が実施すべき対策について全庁共通の基準として、「情報システム継続対策基準」を定めています。

また、本基準に基づいて、庁内の主要な情報システム及びネットワークを所管する情報政策課の対応について、「ＩＣＴ業務継続マニュアル」を定めています。

さらに、他の対象システム主管課が情報システムの継続マニュアルを作成するための手引を策定し、震災時の情報システム継続対策を推進しています。

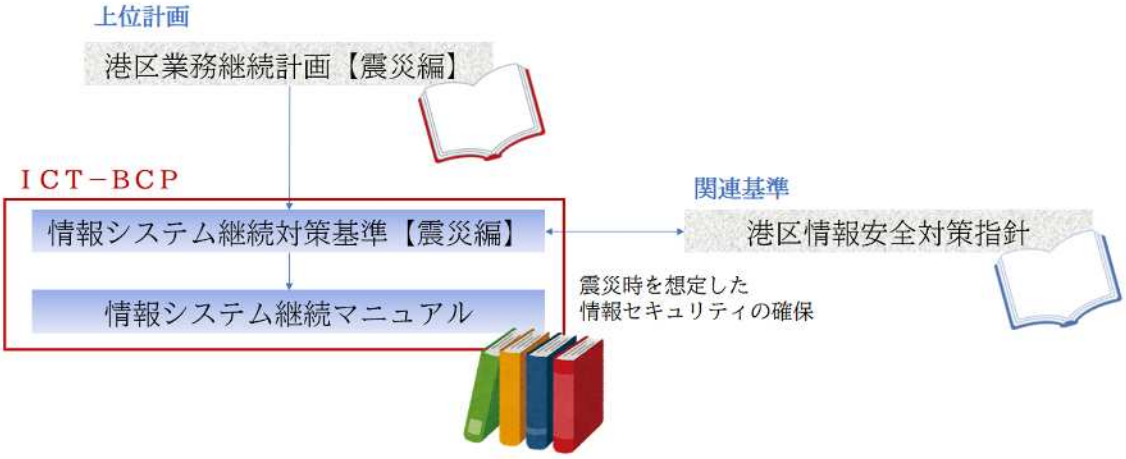

ＩＣＴ－ＢＣＰ演習の様子

（５） 個人情報保護制度の適正な運用

区は、区が保有する個人情報を保護するために必要な措置を講じ、適正な取扱いに努めています。また、社会保障・税番号制度の導入により、個人番号を含む個人情報である特定個人情報の厳格な取扱いが求められています。

そのため、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて必要な事項を定めた「港区個人情報取扱指針」及び「港区特定個人情報取扱指針」に基づき、特定個人情報保護評価（ＰＩＡ）※を実施するなど、個人情報等の保護制度を適正に運用します。

2　計画の進行管理

港区情報化推進計画に掲げる各施策を推進し、未来の姿を実現するためには、計画に示した施策について、実施年度ごとに進捗状況の管理・検証を行い、把握した状況を基に施策の検証を実施した上で、見直し、改善を行うＰＤＣＡサイクルが重要です。

区は、ＰＤＣＡサイクルの確実な実施と検証及び港区情報システム管理検討委員会への報告と評価を経た上で、今後も進化するＩＣＴ環境の状況も踏まえ、見直しを行っていきます。

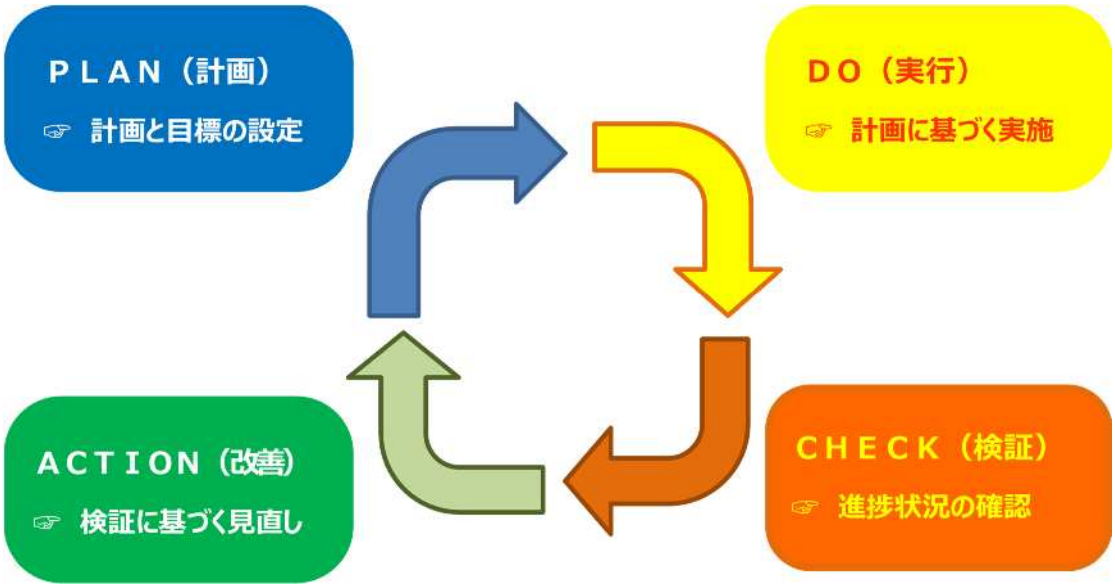

用語索引集

【あ～】

アプリ（P.25,27,55,56,57,58,59,65,69,70,76,116）

アプリケーションソフトウェアの略。パソコンではワープロ・ソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ、メールソフト、画像編集ソフトなどが、スマートフォンやタブレット型端末ではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、電子書籍、ネットショッピング、ゲーム用のアプリなどが代表的。

スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット型端末向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーションソフト」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている。

移動体通信規格（P.80）

携帯電話などに用いられる、無線通信での高速データ通信を実現する際の通信手段の規格のこと。

インシデント（P.24,89,91,116）

コンピュータやネットワークのセキュリティを脅かす事象、事件・事故のこと。

ウェブ会議（P.2,28,32,82,84）

離れた場所にいる複数の相手と、ウェブを介して会議を開くことができるシステムやサービスのこと。音声や動画、資料やデータをリアルタイムに交換できる。

オープンデータカタログサイト（P.24,76）

公共機関がオープンデータを公開する際に用いる専用のホームページ。港区は「港区オープンデータカタログサイト」を、政府は「DATA GO JP」を、東京都は「東京都オープンデータカタログサイト」を公開している。

オンライン（P.9,12,13,15,20,30,48,52,61,75,79,82,115,116）
コンピュータなどの機器が、通信回線を通じてネットワークやほかのコンピュータと接続している状態のこと。またはインターネットに接続された状態のこと。

カスタマイズ（P.85）
ユーザーの使い方に合わせて、システムやソフトウェアの機能などを設定し直すこと。

仮想デスクトップ（P.83）
本来は個々のパソコン上で稼働するデスクトップ環境をサーバ上に構築し、ネットワーク経由で利用する仕組み。実際の処理やデータ管理はサーバ側が担当する。データ管理やセキュリティ強化が容易になるほか、パソコンに限らずスマートフォンやタブレット型端末からも操作できるため利便性が高い。

カンファレンス（P.73）
会議、協議会、相談のこと。

官民データ（P.3,13,31,76,115,117,118）
官民データ活用推進基本法では、「電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう」と定義されており、国等が保有する行政データのオープンデータ化や、民間が保有するデータ等の活用をめざしている。

キャッシュレス（P.30,48,50,56,57,116）
クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

クラウド（Cloud）（P.20,21,54,85,89,115）

ネットワーク上を「雲（Cloud）」ととらえ、ネットワーク上のシステムやソフトウェアを指す。利用者は自ら機器等を保有せず、ネットワーク上のサービスを利用できる。

携帯情報端末（P.6）

スマートフォン、タブレット型端末のように持ち運びが容易な情報端末を指す。

公衆無線ＬＡＮ（P.24,29）

無線ＬＡＮを観光地や駅、空港などで使えるサービス。スマートフォンやノートパソコンでインターネットが利用できる。無料のものと有料のものがある。

個別計画（P.3）

港区基本計画の実現を図るための法令等に基づく各事業分野の計画。

コンテンツ（P.64,67）

インターネットなどで提供される、映画、音楽、写真、アニメーション、ゲームソフトなどの個々の情報のこと。

サイバー攻撃（P.9,24,32,89,91,92,116）

情報通信ネットワークや情報システムを利用して行われる、不正侵入、データの窃取・破壊、不正プログラムの実行、DDoS（ディードス）攻撃などを指す。DDoS 攻撃は、不正プログラムに乗っ取られた多数のコンピュータが、標的とされたサーバなどに対して大量のデータを送りつけることにより、当該宛先のシステムを動作不能とする攻撃。

シティプロモーション（P.65）

区民、企業、行政等が協力しながら、地域の魅力やブランドを発信することで、そのまちへの関心と憧れを喚起し、このまちで「暮らしたい」、「働きたい」、「学びたい」、「遊びにいきたい」といった意欲をかきたて、転入者や企業の誘致、観光客など来訪者の増加により地域を活性化することで、区民

の地域への誇りや愛着、帰属意識（アイデンティティ）、住み続けたいという想いを育んでいく取組のこと。

スマートフォン（P.6,8,29,48,51,57,58,59,71）
従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末で従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することができる。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク（４Ｇ回線等）を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線ＬＡＮに接続して利用することも可能。

ソーシャルディスタンス（P.13）
人と人との距離をとること。厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることを推奨している。

第５世代移動通信システム（５Ｇ）（P.8,32,79,118）
携帯電話等の通信において、現在の第４世代移動通信システム（４Ｇ）の約 1000 倍の高速大容量の通信速度を持つ次世代の移動通信システム。

ダブルケア（P.53）
晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けること。

タブレット型端末（P.28,31,61,70,84,116）
液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する板状の携帯情報端末。

チャット（P.28,68）
インターネットを利用してリアルタイムに会話する仕組み。短い文章を頻繁にやりとりするため、会話に近い感覚で利用できる。

チャットボット（P.26,54,56,68）

チャットボットとは、「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、音声や文字で入力された質問に、自動回答するシステムのこと。ＡＩ（人工知能）がチャット形式で会話に自動応答するシステムである「ＡＩチャットボット」も増加しつつある。

デジタルサイネージ（P.65,66,67,116）

「電子看板」のこと。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。

デジタルマーケティング（P.65）

パソコンやスマートフォン、タブレット型端末などのインターネットを繋ぐ媒体を活用して、製品やサービスのマーケティング活動を行うこと。

テレワーク（P.2,12,20,28,81,83）

コンピュータやネットワークなどを利用して、勤務先以外の場所で仕事をすること。働き方改革と連動した多様な人々の社会参加や労働力の確保といった効果が期待されている。

特定個人情報保護評価（ＰＩＡ：Privacy Impact Assessment）(P.98)

国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な処置を講ずることを宣言するもの。

内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）(P.91)

内閣官房組織令に基づき設置された、サイバーセキュリティ政策に関する総合調整等を行うための組織。

ビッグデータ（P.7,54,86）

利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたＧＰＳ（全地球測位システム）から

発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

ぴったりサービス（P.9）
内閣府番号制度担当室にて運営する、地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請できるサービスの総称。知りたい制度・手続の簡単検索、申請書のオンライン入力、入力済の申請書印刷、手続のオンライン申請ができる。

プッシュ型配信（P.59,69）
受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み。

プライベートクラウド（P.40）
企業や組織などが用意する、自社内などの特定ユーザーを対象としたクラウドサービスのこと。

マイキープラットフォーム（P.40）
マイナンバーカードのマイキー部分（ＩＣチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

マイナポータル（P,9,40,115,116）
インターネット上で行政機関が持つ自分の情報を確認し、社会保障・税番号（マイナンバー）制度において機関間で自分の情報がやりとりされた記録を確認できるページで、子育てに関する自治体ごとのサービス検索や、マイナンバーカードの公的個人認証を活用した子育て手続の電子申請が開始されている。

マイナンバーカード（P.14,16,115）
表面に顔写真、氏名、住所、生年月日、性別が、裏面にマイナンバーが記載され、ＩＣチップによる電子証明書などの機能を持ち、電子申請などに利用できる。

港区基本計画（P.2,3,4,31,32,94,114,117）

港区基本構想（区の進むべき方向を定めた構想）が示す将来像の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにする計画。年次的な事業計画によって、港区基本構想実現のための具体的な道筋を示すもの。

無線ＬＡＮ（P.24,27,29,84,116）

ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うＬＡＮシステム。IEEE802.11 諸規格（IEEE（電気電子学会）が定めた無線ＬＡＮの国際規格)に準拠した機器で構成されるネットワークのことを指す場合が多い。ＬＡＮ（Local Area Network）とは、企業内、ビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワークのこと。

ローカル５Ｇ（P.8,79,116）

地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が柔軟に構築できる５Ｇシステム。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも独自に５Ｇシステムを構築・利用することが可能であり、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくい特長をもつ。

ロボット（P.8,11,70）

センサー、知能・制御系、駆動系の３つの要素技術を有する、知能化した機械システム。

【Ａ～】

ＡＩ－ＯＣＲ（P.24,26,27）

手書きで記載される文字を読み取り、テキストデータとして変換する技術に「光学的文字認識（ＯＣＲ）」に、人工知能（ＡＩ）を活用した技術。文字認識技術と機械学習により一般のＯＣＲと比べ認識精度が高いとされている。

ＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）（P.83）

Bring Your Own Device の略。私用のスマートフォン、タブレット型端末やノートパソコンなどに業務で利用するソフトウェアの導入や設定を行い、外出先から社内システムにアクセスして業務に必要な情報の閲覧や入力を行うこと。

ＣＩＯ（P.94）

Chief Information Officer の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」など。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

ＣＩＳＯ（P.89,91,94）

Chief Information Security Officer の略。日本語では「セキュリティ統括責任者」などで、企業や行政機関における情報セキュリティを統括する責任者。

ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incident Response Team：シーサート）（P.24,89,91,116）

コンピュータセキュリティに係るインシデント（事件・事故）に対処するための組織の総称。

ｅＬＴＡＸ（P.9）

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

ｅラーニング（P.44）
インターネットなど情報通信技術を使って学習すること。又はその仕組み。

ＩＣＴ－ＢＣＰ（P.97）
ICT-Business Continuity Plan の略。ＩＣＴ部門の業務継続計画であり、何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。

ＩｏＴ（P.7,54）
Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略。日本語では「モノのインターネット」と言われ、家電製品や設備機器、装置など様々なものがインターネットを経由してつながることで、新たなサービスが生まれる技術。

ＬＧＷＡＮ（P.9）
総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略。地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのことで、全ての都道府県及び区市町村が参加している。

ＭａａＳ（P.57）
Mobility as a service の略。情報通信技術を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を１つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。または、自動車などの移動手段を、必要なときだけ料金を払ってサービスとして利用すること。

ＰＤＣＡサイクル（P.21,98）
PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

ＳＮＳ（P.58,65,67,69）

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援し、情報発信ができるサービス(サイト)。

Ｗｉ-Ｆｉ（P.29）

無線ＬＡＮ（Local Area Network）の規格名称で、限られたエリア内においてパソコンやスマートフォンなどをＬＡＮケーブルなしの無線でインターネットに繋ぐことができる技術。

参考資料

１　港区情報システム管理検討委員会設置要綱

〇港区情報システム管理検討委員会設置要綱

平成２４年５月１日
２４港総情第４６４号

（設置）
第１条　区の情報システムを管理するとともに、区の情報システムの管理のあり方を検討するため、港区情報システム管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）　情報化計画の策定に関すること。
（２）　情報システムの管理のあり方の検討に関すること。
（３）　情報システムの管理に関すること。
（４）　適切かつ効果的な高度情報化の推進に関すること。
（５）　国等の情報化関連施策の活用等に関すること。
（６）　その他委員会が必要と認める事項
（構成）
第３条　委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
（１）　学識経験者　３人以内
（２）　区職員　８人（別表に掲げる者をもって充てる。）
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、総務部を担任する副区長をもって充て、会務を統括する。
３　副委員長は、総務部長及び企画経営部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、総務部長、企画経営部長の順位により、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
（部会）
第６条　委員長は、必要と認めるときは部会を置くことができる。
２　部会長及び部会員は、委員長が指名する。
３　部会長は、必要に応じて部会を招集し、これを主宰する。
４　部会長は、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、総務部情報政策課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
付　則
１　この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。
２　港区高度情報化推進対策委員会設置要綱（平成２年５月２１日２港企企第４９号）は、廃止する。
付　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
別表（第３条関係）
総務部を担任する副区長
総務部長
企画経営部長
企画経営部企画課長
企画経営部区役所改革担当課長
教育委員会事務局教育推進部教育長室長
総務部情報政策課長
港区情報政策監（CIO 補佐官）

２　港区情報システム管理検討委員会委員名簿

（令和２年８月１日現在）

区分	氏名	所属など
学識経験者	武城　文明	株式会社　行政ＩＴ研究所　所長
	水野　浩孝	東海大学 情報通信学部 経営システム工学科 教授
	山辺　直義	ひらつか西口法律事務所　弁護士
区職員	◎　小柳津　明	副区長
	○　新宮　弘章	総務部長
	○　大澤　鉄也	企画経営部長
	大浦　昇	企画経営部企画課長
	加藤　豊	企画経営部区役所改革担当課長
	村山　正一	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
	西川　杉菜	総務部情報政策課長
	川口　弘行	港区情報政策監

◎は委員長、○は副委員長

３　ＩＣＴ活用検討部会部会員名簿

部会長	総務部長
副部会長	総務部情報政策課長
部会員	芝地区総合支所管理課長
	芝地区総合支所区民課長
	保健福祉支援部保健福祉課長
	みなと保健所生活衛生課長
	子ども家庭支援部子ども家庭課長
	街づくり支援部都市計画課長
	環境リサイクル支援部環境課長
	企画経営部企画課長
	企画経営部区役所改革担当課長
	防災危機管理室防災課長
	総務部総務課長
	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
	教育委員会事務局学校教育部学務課長

４　港区情報化推進計画策定に当たっての経緯

会議	開催日	内容
令和２年度第１回 ＩＣＴ活用検討部会	令和２年８月５日	・港区情報化計画策定に伴う検討体制について ・港区情報化計画策定方針について
令和２年度第２回 港区情報システム管理検討委員会	令和２年８月28日	・港区情報化計画策定に伴う検討体制について ・港区情報化計画策定方針について
令和２年度第２回 ＩＣＴ活用検討部会	令和２年10月９日	・港区情報化推進計画（素案）について
令和２年度第３回 港区情報システム管理検討委員会	令和２年10月21日	・港区情報化推進計画（素案）について
令和２年度第４回 港区情報システム管理検討委員会	令和３年１月21日	・港区情報化推進計画（案）について

５　港区情報化計画策定方針

＜令和２年８月 28 日決定＞

港区情報化計画策定方針

１　港区情報化計画の目的及び策定の経緯

港区情報化計画は、区民生活に関わるＩＣＴ（情報通信技術）環境の変化に的確に対応するとともに、上位計画である「港区基本計画」で示された目標の実現に向けて、情報化の視点から施策の方向性及び具体的な事業を示すことを目的としています。

あわせて、本計画は、令和２年度に策定予定である「港区基本計画」が示す方向性を反映したものとして策定します。

平成２７年３月に、ＩＣＴの活用により、区民サービスの向上、区政運営の効率化及び区政運営の基本である参画と協働を推進することを目的として、区が取り組むべき情報化施策及びその目標並びに具体的な推進方策を示した「港区情報化計画」を策定しました。

当該計画においては、「区民サービス向上のための情報化の推進」、「区民との協働促進のための情報化及び行政の透明性の推進」、「効率的な区政運営のための情報化の推進」及び「信頼される情報化の推進」という４つの情報化指針を掲げ、重点目標、情報化事業を示しました。

平成３０年３月には、「港区基本計画等との整合性を踏まえた改定」「現行の港区情報化計画との整合性と今日性を踏まえた改定」を基本的な考え方とした「港区情報化計画（改定版）」を策定しました。

令和２年度で「港区情報化計画（改定版）」の計画期間が終了することに伴い、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした「新たな時代」に対応した区政運営への転換をめざし、今後の区の情報化推進への取組について新たに計画を策定します。

２　国等の動向と港区の状況

（１） 国等の動向

令和元年５月に総務省が公表したスマート自治体研究会報告書では、「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０*1」を実現するためのスマート自治体*2への転換に向けた７つの具体的方策として、業務プロセスの標準化や、システムの標準化、ＡＩ・ＲＰＡ等のＩＣＴ活用普及促進、電子化・ペーパーレス化・データ形式の標準化、データ項目・記載項目・様式・帳票の標準化、セキュリティ等を考慮したシステム・ＡＩ等のサービス利用、人材面の方策が示され、これらの取組が進められています。

令和元年５月に公布されたデジタル手続法では、社会全体のデジタル化に向けて、行政のデジタル化に関する基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められました。ＩＣＴを活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための取組が進められています。

令和２年７月に閣議決定された世界最先端デジタル国家創造宣言･官民データ活用推進計画では、国民が安全で安心して暮らせ豊かさを実感できる強靭なデジタル社会の実現に向けて、国民の生命を守り経済を再生するための「データ利活用」、接触機会を減らし利便性を向上させるための「デジタル・ガバメント」、デジタル強靭化に向けた「社会基盤の整備／規制のリデザイン」が掲げられました。デジタル社会の基盤としてのマイナンバー制度（マイナポータルやマイナンバーカード）の活用や、業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、ＡＩの活用に向けた取組が進められています。

東京都においては、令和元年１２月に未来の東京戦略ビジョンを策定し、めざすべき未来の姿の一つとして、「スマート東京」の実現を打ち出しました。

---

*1 Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０：内閣府の第５期科学技術基本計画において、わが国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。サイバー空間（仮想空間）フィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会とされています。

*2 スマート自治体：システムやＡＩ等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体を示しています。

令和２年２月にはスマート東京実施戦略を策定し、３つの柱として、「電波の道」で「つながる東京」（ＴＯＫＹＯ　Ｄａｔａ　Ｈｉｇｈｗａｙ）、公共施設や都民サービスのデジタルシフト及び都庁のデジタルシフトを掲げ、都民生活の質の向上のための取組が進められています。

（２）港区の状況

これまで、現行の港区情報化計画に基づいて、地域の課題解決を図るために、オープンデータの公開を拡大するとともに、カタログサイトを作って利用促進に努めてきました。また、オープンデータアプリコンテストやオープンデータアイデアソンキャラバンを実施してきました。

便利な区民サービスや効率的な区政運営を実現するために、全国の地方自治体に先駆けてＡＩやＲＰＡなどの先端技術の実証･導入を進めてきました。また、デジタルサイネージの設置による区政情報の発信や、児童・生徒へのタブレット型端末の配備、マイナポータルを活用した電子申請の推進、全庁無線ＬＡＮ環境の構築、タブレット型端末を活用したテレビ会議・ペーパーレス会議の実践等に取組んできました。

強靭な情報セキュリティを確保するために、情報セキュリティ監査や、「ＩＣＴ通信」の定期的な配信、サイバー攻撃対応訓練、情報セキュリティインシデント発生時のＣＳＩＲＴの設置・運用、ＡＩ等最新の情報セキュリティ技術の情報収集等に取組んできました。

直近では、次世代移動通信システム(５Ｇ)の活用促進に向けて、令和２年１月に民間事業者２社と連携協定を結びました。区有施設に５Ｇの基地局を設置するとともに、複数の携帯電話事業者が基地局を共用する「基地局シェアリング」の官民連携の取組と、地域において５Ｇの電波を利用できる「ローカル５Ｇ」の活用検討を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症を教訓に、来庁せずに手続ができる区役所の実現をめざし、急速に変容する区民生活（新しい生活様式）に対応した区政運営への転換を図るための取組を進めています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止と区民等にとってより便利な行政手続等の両立を実現するため、これまでの考え方や手法を抜本的に見直し、オンラインによる申請や相談、キャッシュレス化の促進に向けた検討を進めています。

３　計画策定に向けた基本姿勢

港区情報化計画策定の経緯、港区の状況及び国等の動向を踏まえて、新たな港区情報化計画策定に向けた基本姿勢を次のとおり定めます。

（１） 港区基本計画策定方針を踏まえた策定

港区基本計画策定方針が示す「めざすまちの姿」や、実現するための解決すべき７つの重点課題との整合を図り、港区情報化計画を策定します。

（２）国のＩＴ戦略等を考慮した策定

世界最先端デジタル国家創造宣言･官民データ活用推進計画やスマート自治体研究会報告書等の中で､地方自治体に求められている役割や方策等を踏まえ、港区情報化計画を策定します。

（３）現行の港区情報化計画の検証を踏まえた策定

現行の港区情報化計画の取組の達成度から当該取組の継続･見直しの判断を行った上で、より便利で質の高い区民サービスを提供するため、また、働きやすい職場づくりを実現するための港区情報化計画を策定します。

（４）「新たな時代」に対応した港区情報化計画の策定

技術革新が進展するとともに､新型コロナウイルス感染症の流行を契機として暮らし方や働き方が変化していく「新たな時代」に対応した区政運営へ転換するための取組を検討し、港区情報化計画を策定します。

４　情報化指針及び施策の設定

基本姿勢を踏まえ､新たな港区情報化計画における情報化指針及び施策を次のとおり掲げます。また、それぞれの施策に対して、新たな港区情報化計画における取組を検討していきます。

情報化指針	施策（案）
1　区民サービス向上のための情報化の推進	（１）「新しい生活様式」に対応した質の高い行政サービスの実現
	（２）ＡＩ等の先端技術を活用した区民サービスの向上
	（３）子どもたちの創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現
2　情報発信と協働促進に向けた情報化の推進	（１）区民一人ひとりとのコミュニケーションの向上
	（２）産学官連携の推進
	（３）官民データ活用の推進
3　効率的な区政運営のための情報化の推進	（１）デジタル社会に向けたデータ利活用の推進
	（２）利便性の高い区民生活を実現する第５世代移動通信システム（５Ｇ）の通信基盤整備
	（３）働きやすい職場づくりに向けた業務効率化・適正化の推進
4　信頼される情報化の推進	（１）ＩＣＴリテラシーの向上
	（２）強靭な情報セキュリティ確保のための基盤・体制整備

５　計画策定に当たって

（１）計画期間

令和３年度を初年度とする令和８年度までの６か年計画とし、計画期間を前期と後期それぞれ３年に区分し、３年目となる令和５年度に見直しを行います。

（２）策定体制

港区情報システム管理検討委員会及びＩＣＴ活用検討部会において検討します。

６　スケジュール

令和２年　９月　港区情報化計画策定方針の決定

〃　　１１月　港区情報化計画（素案）の決定、議会報告

〃　　１２月　区民意見募集

令和３年　２月　港区情報化計画の決定

区の木

ハナミズキ

ミズキ科
北米原産　外来種
落葉広葉樹

区の花

アジサイ

ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹(1.5 ～2.0m)

バ　ラ

バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる

港区のマークは、昭和 24 年７月 30 日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の３区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号　2020132-6433

港区情報化推進計画
（素案）

令和２（2020）年 11 月発行
発行：港区
編集：港区総務部情報政策課
港区芝公園一丁目５番 25 号
電話（03）3578-2111（代表）
https://www.city.minato.tokyo.jp/

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。